

高石市高齢者福祉計画及び 第 7 期介護保険事業計画（案）

平成 30 年 2 月
高 石 市

目 次

第 1 章	計画策定にあたって	1
1	計画策定の背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制	4
5	第 7 期計画策定のポイント	5
第 2 章	高齢者を取り巻く状況	7
1	人口・世帯の状況	7
2	介護保険サービスの利用状況	13
3	介護保険における地域支援事業の状況	24
4	健幸づくりの状況	28
5	生きがいづくり、高齢者福祉サービス等の状況	30
6	地域の状況	31
第 3 章	計画の基本理念と基本目標	36
1	計画の基本理念	36
2	計画の目標	37
3	施策体系	42
第 4 章	施策・事業の展開	43
1	高齢者が終末期まで地域で暮らす地域包括ケアシステムの推進	43
2	高齢者一人ひとりの健幸のための仕組みづくりの推進	50
3	認知症高齢者対策と高齢者の尊厳の確保	56
4	高齢者が住みやすい福祉のまちづくりの推進	61
5	介護保険事業の適正な運用	64
第 5 章	介護保険サービス量の見込み	67
1	保険料算出の流れ	67
2	被保険者数の推移	68
3	介護保険サービスの見込み	69
4	総給付費の推計	73
5	第 1 号被保険者の保険料	75

1 計画策定の背景と目的

平成 27 年に団塊の世代が 65 歳を迎える超高齢化社会を迎えていることから、平成 27 年の国勢調査では高齢化率は 26.7%、後期高齢者率は、15.2%となっています。今後、高齢者人口は益々増加し、平成 37 年では、高齢化率は 29.3%となり、特に団塊の世代が 75 歳になることに伴い、後期高齢者率は、18.3%となることが予測されています。

しかし、高齢化の急速な進行に伴い、地域社会では高齢者をめぐるさまざまな問題が浮かび上がっています。一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加や孤立化、認知症高齢者の増加、介護する家族の負担増やそれに伴う介護離職の増加、高齢者虐待の危険性などの問題への対応が課題となっています。

また、平均寿命が延びている一方、介護が必要な期間が増加しており、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間（健康寿命）を延伸していくことも求められています。

このような課題に直面する中で、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援や、要介護状態の重度化防止のために、可能な限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が引き続き課題となっています。

「地域包括ケアシステム」とは、高齢者が住み慣れた地域の中で、必要に応じて、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組みです。

介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるように、一人暮らし高齢者や認知症高齢者など、支援を必要とする高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止や、介護保険制度の持続可能性を確保するうえでも、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進が求められています。

この仕組みを構築していくため、支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な課題について、医療介護連携を中心とした関係機関との連携等により、看取りやターミナルケアにも対応できる包括的な在宅支援体制づくりを進めることが重要視されています。

高石市では、高齢者施策の基本的な方向を示す「高石市高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」を策定し、高齢者の暮らしにやさしい健康で長寿のまちづくりを進めています。平成 29 年度に本計画の第6期計画期間（平成 27 年度～29 年度）が

終了することから、施策の実施状況や効果を検証した上で、団塊の世代が75歳になる2025年（平成37年）を見据え、「地域包括ケアシステム」の実現をめざすため平成30年から平成32年までの高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画を策定します。

2 計画の位置づけ

<2025年を見据えた地域包括ケア計画と位置づけ>

第6期介護保険事業計画以降の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を承継しつつ、在宅医療介護連携等の取り組みを本格化しています。

本計画においても2025年度（平成37年度）を見据えた地域包括ケア計画として位置づけ、本計画期間内にめざすべき姿を明らかにしつつ、目標を設定しながら、本市における地域包括ケアシステムの深化・推進につながる計画としています。

第5期計画では、高齢者が地域で安心して暮らせる地域包括ケアシステムを構築するために必要となる、**①認知症支援策の充実、②医療との連携、③高齢者の居住に係る施策との連携、④生活支援サービスの充実といった重点的に取り組むべき事項**を、実情に応じて選択して位置づけるなど、**段階的に計画の記載内容を充実強化させていく取り組みをスタート**

○第6期計画以後の計画は、2025年に向け、第5期で開始した地域包括ケア実現のための方向性を継承しつつ、**在宅医療介護連携等の取り組みを本格化**。

○2025年までの中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計して記載し、中長期的な視野に立った施策の展開を図る。



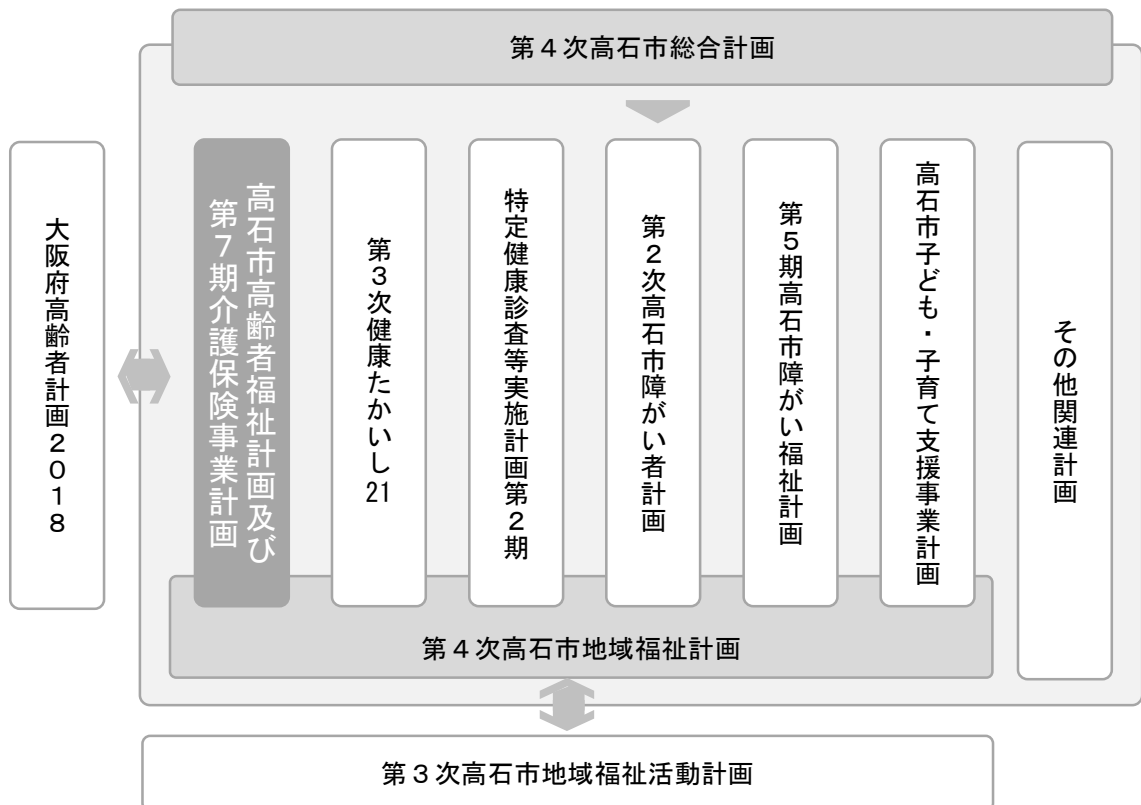
<法的位置づけ>

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に基づくもので、高齢者の福祉の増進を図るために定める計画です。介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、市が行う介護保険事業の円滑な実施に関する計画です。

この2つの法律により、両計画の一体的な作成が規定されていることから、「高石市高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業計画」を策定するものです。

<市の上位・関連計画との位置づけ>

この計画は、国、府等の関連計画と整合を図るとともに、第4次高石市総合計画を上位計画とし、「第4次高石市地域福祉計画」、「高石市子ども・子育て支援事業計画」、「第2次高石市障がい者計画」、「第3次健康たかいし21」等の関連計画と整合を図ります。また、大阪府にて策定される「大阪府高齢者計画2018」との整合も図ったものとなっています。



3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度とし、団塊の世代が75歳になる平成37年度を視野に入れた計画とします。

なお、次期計画の見直しは平成32年度中に行い、平成33年度を初年度とする計画（第8期）を策定することとなります。

4 計画の策定体制

(1) 計画策定組織

本計画は、「高石市介護保険事業等計画推進委員会」において、保健・医療・福祉関係者をはじめ、学識経験者や市民代表などの各分野からの意見や要望をお聞きし、策定しました。なお、「高石市介護保険事業等計画推進委員会」において、本計画の進捗状況を管理いたします。

また、庁内においては、関係部局で構成する「保健・医療・福祉関係事務等検討委員会」において検討を行い、大阪府などとの連携・協力のもと、本計画（素案）を策定しました。

(2) アンケート調査の実施

第7期介護保険事業計画の策定の基礎資料とするため、アンケート調査を実施しています。

調査の概要

	介護予防・日常生活圏域 ニーズ調査	在宅介護実態調査	地域包括ケア・防災に 関する調査
調査対象	高石市在住の65歳以上の高齢者、要介護認定者を無作為抽出		65歳以上の全市民 (悉皆調査)
調査期間	平成29年6月1日から		平成28年6月24日から
調査方法	郵送による配布・回収	認定調査員による直接配布・回収	郵送による配布・回収
回収状況	○配布数 2,500通 要支援者 1,000通 一般高齢者 1,500通 ○有効回答数 1,682通 要支援者 611通 一般高齢者 1,017通 属性不明者 54通 ○有効回答率 67.3% 要支援者 61.1% 一般高齢者 67.8%	配布数 178通 有効回答数 178通 有効回答率 100.0%	配布数 15,352通 有効回答数 10,251通 有効回答率 66.8%

(3) パブリックコメント

本計画について、市民から広く意見をお聞きするため、広報誌や本市ホームページに掲載するとともに、主要施設において閲覧できるようにして募集を行います。

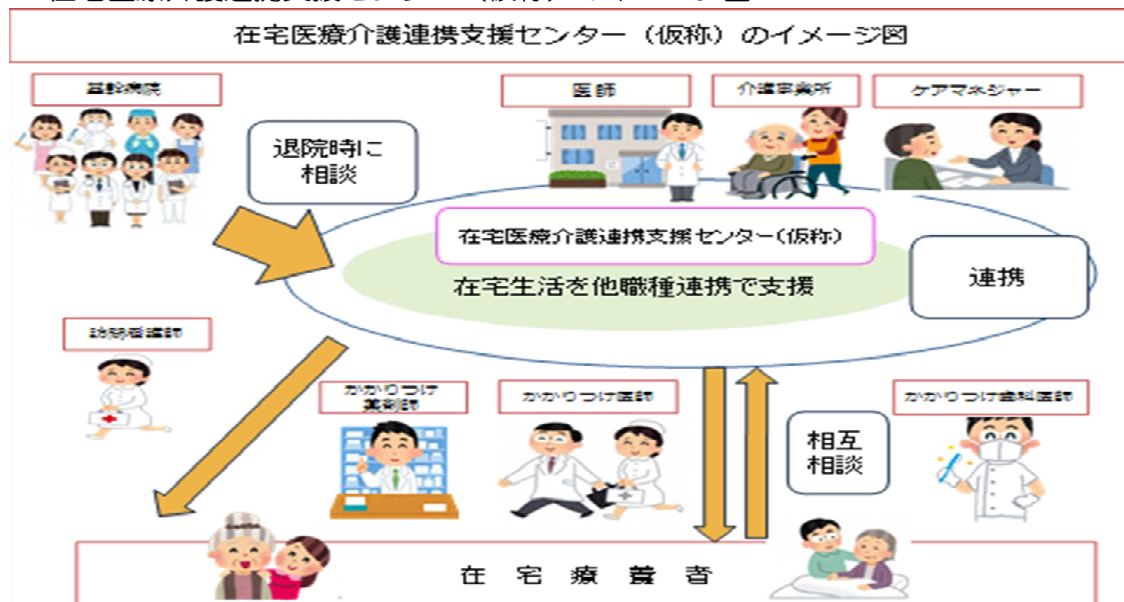
5 第7期計画策定のポイント

介護保険制度については、計画の期間に合わせ、3年ごとに大きな見直しが行われます。第7期計画においては、医療介護連携の強化、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することなどをポイントとして策定しました。

(1) 医療介護連携の強化

支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な課題について、医療介護連携を中心とした関係機関との連携等により、看取りやターミナルケアにも対応できる包括的な在宅支援体制づくりを進め、強化を図っていきます。そのため、※在宅医療介護連携支援センター（仮称）を設置し、在宅医療の拠点づくりを進めていきます

在宅医療介護連携支援センター（仮称）のイメージ図



（※）在宅医療介護連携支援センター（仮称）は、基幹病院から退院時に連絡を受けた在宅医療コーディネーターが、かかりつけ医などと連携し、在宅生活を相互に支援するものです。

(2) 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

高齢化が進展する中で、さらなる地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、制度の持続可能性を維持するためには、保険者が地域の課題を分析して、高齢者がその有する能力に応じ、自立した生活を送るための取り組みを進めることが重要です。そのため、各保険者がその機能を発揮して、自立支援・重度化防止に取り組むよう、①データに基づく課題分析と対応（取り組み内容・目標の介護保険事業（支援）計画への記載）②適切な指標による実績評価③財政的インセンティブ（報奨金）の付与が法律により制度化されます。

(3) 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進

①「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

- ・地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記されました。

②理念実現のため、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備を行います。
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを行います。
- ・主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制づくりを行います。

③地域福祉計画の充実

- ・市町村が地域福祉計画を策定し、福祉の各分野における共通事項を定め、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の上位計画として位置づけます。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）
- ・高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉両方の制度に新たに共生型サービスが位置付けられます。

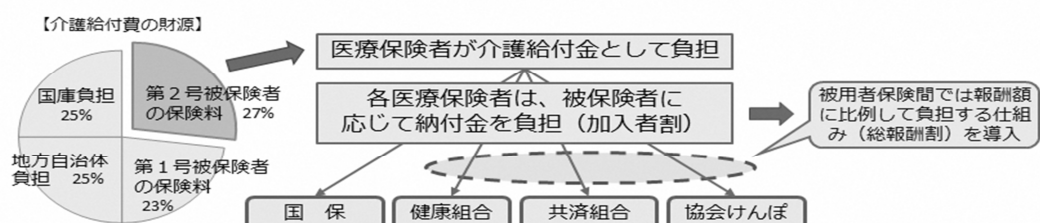
(4) 持続可能な制度とするための法改正

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とします。ただし、月額 44,400 円の負担の上限あり。【平成 30 年 8 月施行】

②介護納付金における総報酬割の導入

- ・第2号被保険者（40～64 歳）の保険料は、介護納付金として医療保険者に賦課しており、各医療保険者が加入者である第2号被保険者の負担すべき費用を一括納付しています。
- ・各医療保険者は、介護納付金を、第2号被保険者である『加入者数に応じて負担』していますが、これを被用者保険間では『報酬額に比例した負担』とします。（激変緩和の観点から平成 29 年 8 月分より段階的に導入）



1 人口・世帯の状況

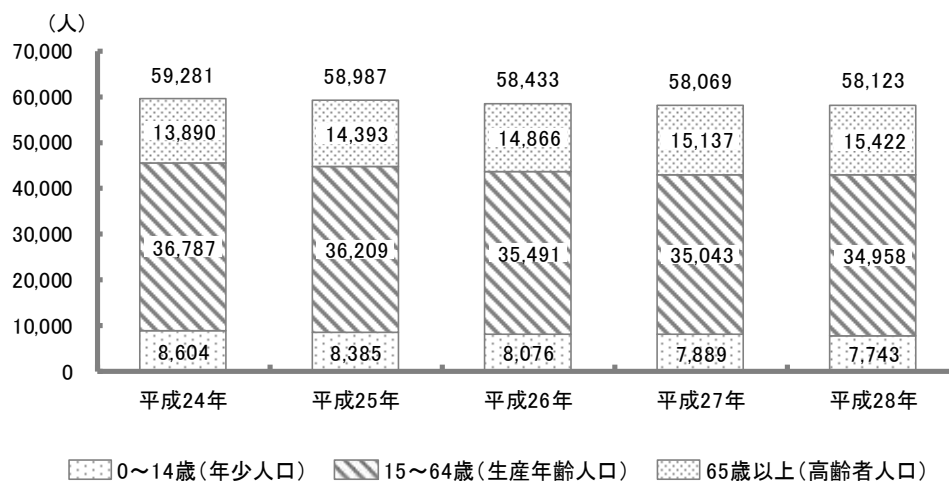
(1) 人口の推移

人口の推移をみると、年々減少の傾向にあり、平成 28 年で 58,123 人となっています。65 歳以上の高齢者人口は年々増加の傾向にあり、平成 28 年で 15,422 人、高齢化率は 26.5%となっています。

前期高齢者割合と後期高齢者割合の推移をみると、前期高齢者割合は平成 24 年以降、増加傾向にあり、平成 28 年で 13.8%となっています。後期高齢者割合は年々増加しており、平成 28 年で 12.7%となっています。前期高齢者割合と後期高齢者割合の平成 24 年から平成 28 年の伸び率をみると、前期高齢者で 110.6%、後期高齢者で 116.5%と後期高齢者の伸びが大きい状況にあります。

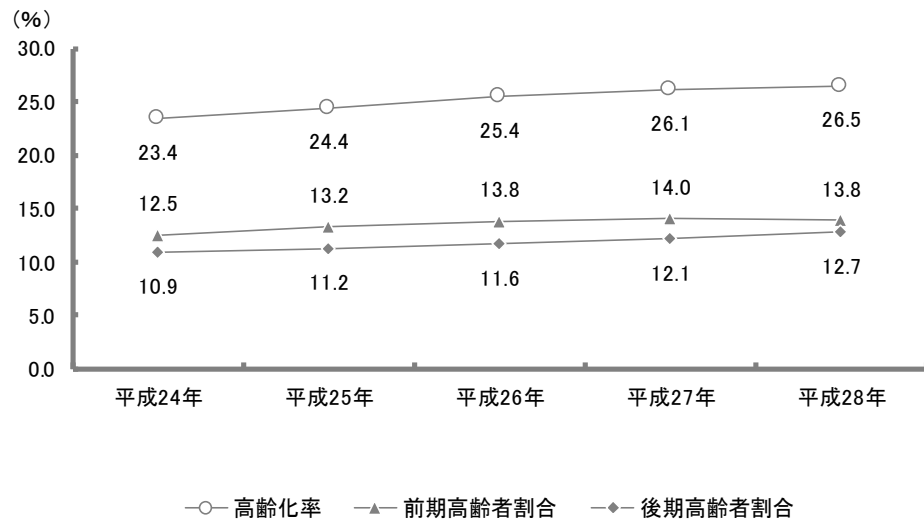
将来人口推計と高齢化率の推移をみると、総人口は減少していくのに対して、高齢化率は増加していくと見込まれています。

年齢 3 区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

高齢者人口割合の推移（高齢化率、前期高齢者割合、後期高齢者割合）

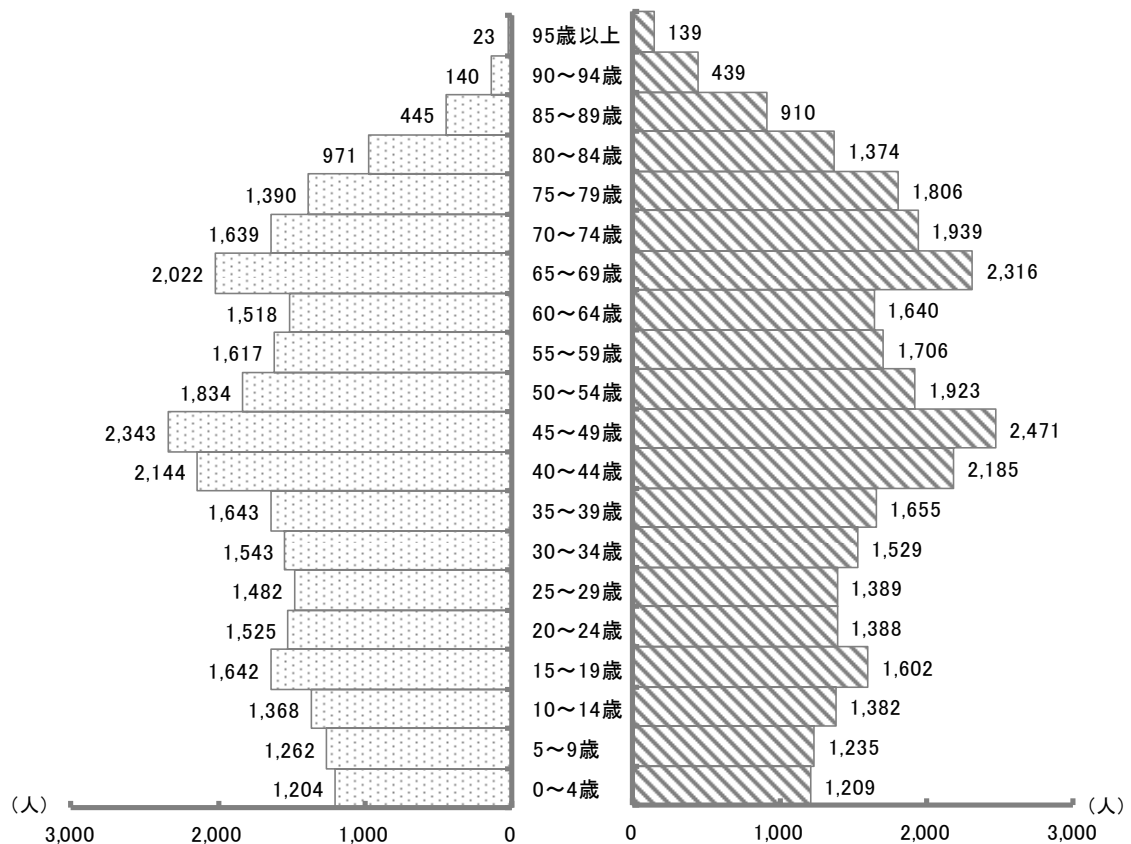


資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

人口ピラミッド（平成 29 年 10 月 1 日現在）

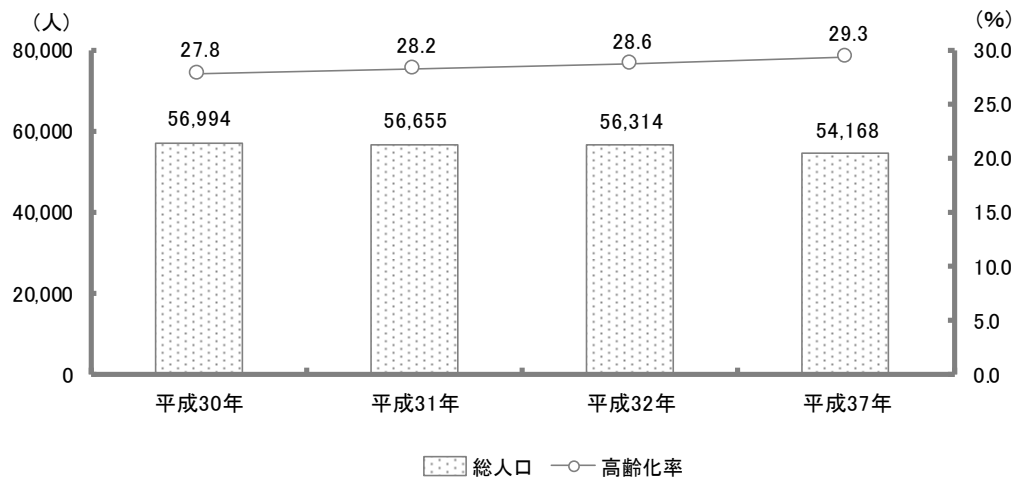
【 男性 】

【 女性 】



資料：住民基本台帳（平成 29 年 10 月 1 日現在）

将来人口推計と高齢化率の推移



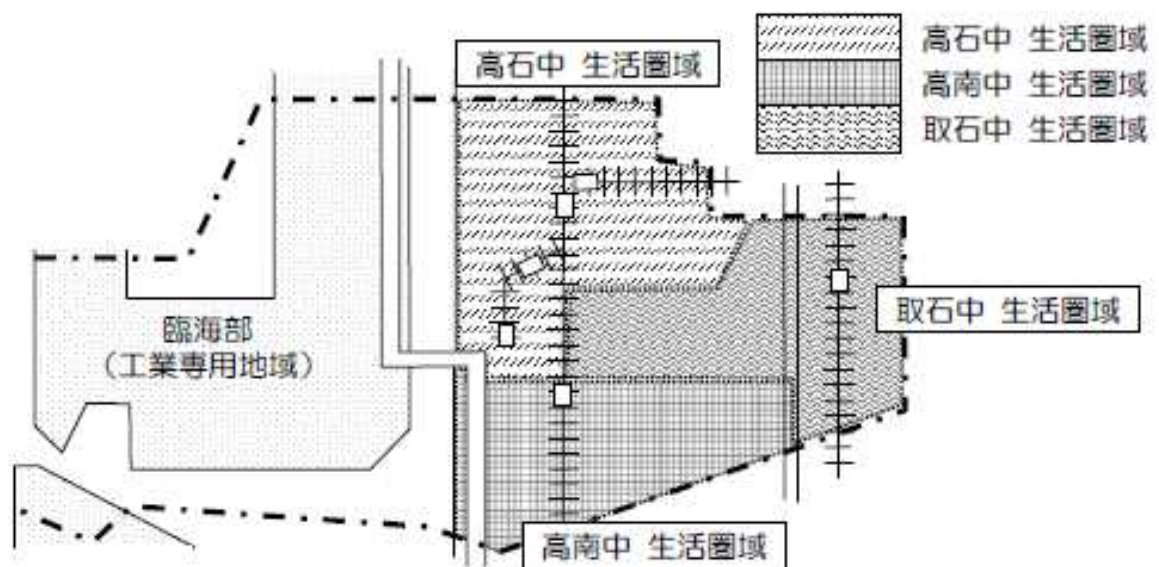
資料：見える化システム

(2) 地区別にみる高齢者と第2号被保険者の推移

日常生活圏域の設定は、地理的条件・人口・交通機関その他社会的条件、施設整備の状況、市民の生活形態、地域づくり活動の単位などの地域特性を総合的に勘案して決定します。

地区別にみる高齢者と第2号被保険者の推移の動向をふまえ、これまでどおり市内の3中学校区を日常生活圏域として設定します。

高石市における日常生活圏域



高石市内の各住所地における状況は、以下の通りです。

地区別前期高齢者・後期高齢者の人数と割合の推移

	前期高齢者						後期高齢者					
	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年		平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
千代田地区	1,372	17.2	1,404	17.8	1,349	17.4	1,059	13.3	1,096	13.9	1,173	15.1
高師浜地区	759	15.7	747	15.7	740	15.5	695	14.3	703	14.8	728	15.2
羽衣地区	832	12.6	840	12.9	839	12.9	703	10.7	744	11.4	791	12.1
東羽衣地区	1,184	12.4	1,163	12.2	1,157	12.1	1,134	11.9	1,159	12.2	1,188	12.4
加茂地区	735	12.4	748	12.3	744	12.2	605	10.2	616	10.1	656	10.8
綾園地区	1,346	14.8	1,350	15.1	1,343	15.0	1,102	12.2	1,147	12.9	1,215	13.5
西取石地区	806	12.2	812	12.2	806	12.0	616	9.3	662	9.9	692	10.3
取石地区	1,057	13.5	1,062	13.7	1,061	13.8	861	11.0	884	11.4	940	12.2

資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日現在）

※羽衣公園丁・高砂地区は総人口でも 10 人に満たないため、省略しています。

割合は、地区ごとの前期高齢者（65 歳から 74 歳まで）と後期高齢者（75 歳以上）の割合になります。

地区別第 2 号被保険者の人数と割合の推移

	第 2 号被保険者					
	平成 26 年		平成 27 年		平成 28 年	
	人	%	人	%	人	%
千代田地区	2,699	33.8	2,631	33.4	2,644	34.0
高師浜地区	1,605	33.1	1,569	33.1	1,554	32.5
羽衣地区	2,404	36.5	2,401	36.8	2,421	37.2
東羽衣地区	3,201	33.6	3,209	33.8	3,232	33.8
加茂地区	1,943	32.7	2,021	33.2	2,023	33.2
綾園地区	3,099	34.2	3,053	34.3	3,084	34.4
西取石地区	2,155	32.6	2,151	32.2	2,120	31.5
取石地区	2,494	31.8	2,466	31.8	2,430	31.5

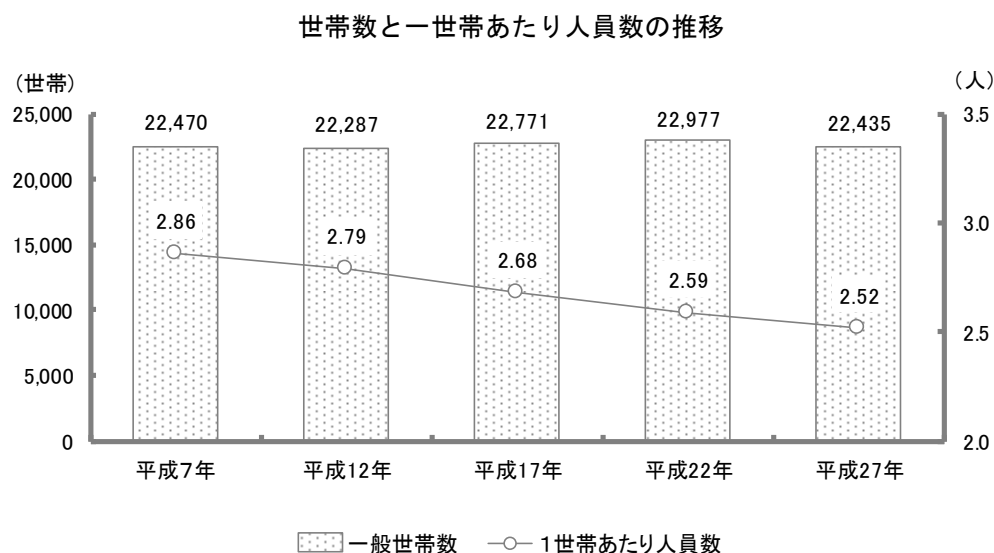
※割合は、地区ごとの 2 号被保険者（40 歳から 64 歳まで）の割合になります。

(3) 世帯数の推移

①世帯数と一世帯あたり人員数の推移

世帯数をみると、平成7年以降、増減を繰り返し、平成27年で22,435世帯となっています。

また、一世帯あたり人員数については年々減少しており、平成27年で2.52人となっています。



②高齢者世帯数の推移

高齢者のいる世帯は年々増加しており、平成27年で9,880世帯(構成比44.0%)となっており、大阪府の39.1%よりも多くなっています。

また、高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯についても年々増加しており、高齢者のいる世帯に占める割合は平成27年で29.9%となっています。

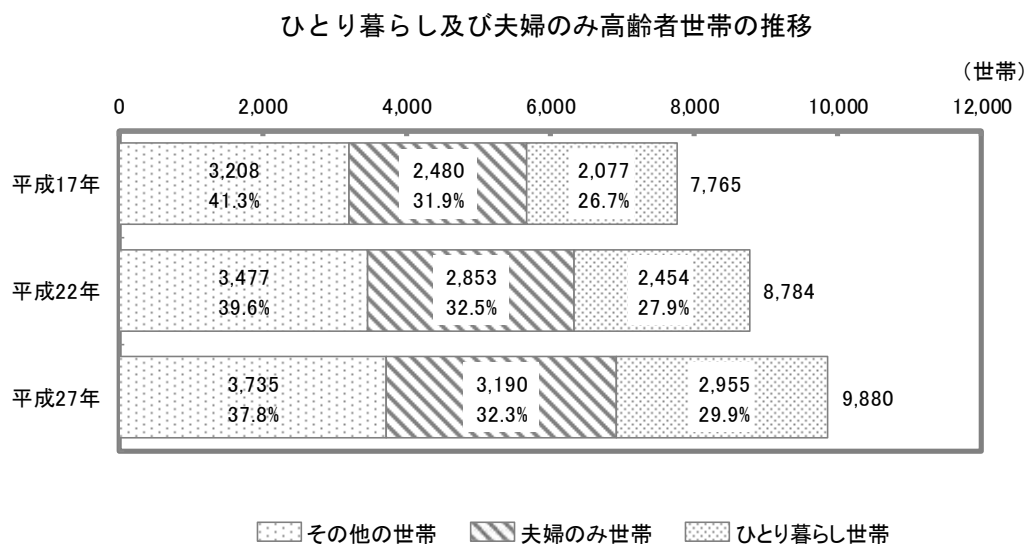
高齢者世帯数の推移

		平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
一般世帯数	世帯数	22,470	22,287	22,771	22,977	22,435
	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
高齢者のいる世帯	世帯数	5,548	6,584	7,765	8,784	9,880
	%	24.7	29.5	34.1	38.2	44.0
うち、ひとり暮らし世帯 (高齢者単身世帯)	世帯数	1,223	1,608	2,077	2,454	2,955
	%	22.0	24.4	26.7	27.9	29.9
その他一般世帯	世帯数	16,922	15,703	15,006	14,193	12,555
	%	75.3	70.5	65.9	61.8	56.0
大阪府高齢者のいる世帯率	%	23.4	27.2	31.8	35.2	39.1

資料：国勢調査

③ひとり暮らし及び夫婦のみ高齢者世帯の推移

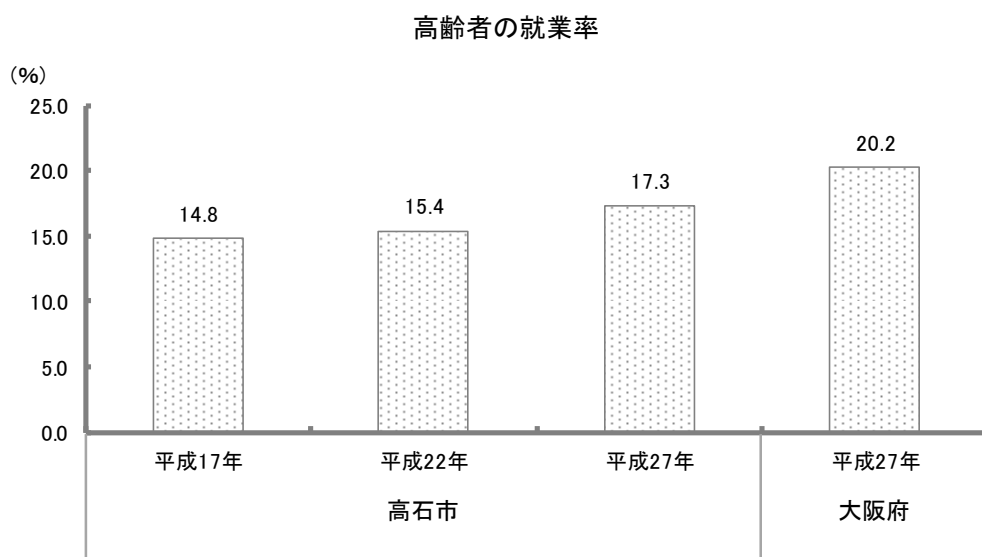
高齢者世帯に占めるひとり暮らし世帯は、平成27年では29.9%で、夫婦のみ世帯は平成27年で32.3%となっており、高齢者単身世帯が大きく増加しています。



資料：国勢調査

④高齢者の就業状況

高齢者の就業状況を見ると、平成27年で17.3%と年々増加していますが、大阪府全体と比べると高齢者の就業率は低い状況です。



資料：国勢調査

2 介護保険サービスの利用状況

(1) 介護給付費の推移

① 予防給付費

予防給付費について、計画値より10から20ポイント下回っています。

平成29年4月に新しい介護予防・日常生活圏域の開始により、市民に予防の必要性や自助・互助の理解を求め、地域での通いの場（コミュニティカフェ）づくりをすすめていることも影響していると考えられます。

計画値との比較（予防給付費）

単位：千円

	計画値			実績値		対計画比（％）	
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 28年度
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	101,397	104,516	42,151	97,842	94,490	96.5	90.4
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
介護予防訪問看護	17,340	19,779	22,455	13,199	16,136	76.1	81.6
介護予防訪問 リハビリテーション	1,453	1,714	1,998	893	1,079	61.5	63.0
介護予防居宅 療養管理指導	2,907	3,338	3,774	3,916	4,817	134.7	144.3
介護予防通所介護	121,829	138,734	74,831	99,006	99,956	81.3	72.0
介護予防通所 リハビリテーション	28,585	30,657	32,990	26,020	26,703	91.0	87.1
介護予防短期入所 生活介護	3,689	4,563	5,511	2,607	2,476	70.7	54.3
介護予防短期入所 療養介護（老健）	0	0	0	213	36	—	—
介護予防短期入所 療養介護（病院等）	0	0	0	417	209	—	—
介護予防福祉用具貸与	24,496	26,927	29,572	22,440	22,934	91.6	85.2
介護予防福祉用具購入費	2,441	2,621	2,817	2,067	2,229	84.7	85.1
介護予防住宅改修	15,690	19,575	22,615	12,139	10,323	77.4	52.7
介護予防特定施設 入居者生活介護	16,642	14,273	8,653	10,792	9,452	64.8	66.2
地域密着型 介護予防サービス							
介護予防認知症 対応型通所介護	0	0	0	0	347	0.0	—
介護予防小規模 多機能型居宅介護	8,249	10,769	13,492	5,400	4,367	65.5	40.6
介護予防認知症対応型 共同生活介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
介護予防地域密着型 通所介護		0	0		0		0.0
介護予防支援	41,109	43,754	46,741	45,000	45,558	109.5	104.1
予防給付費	385,827	421,220	307,600	341,951	341,112	88.6	81.0

② 介護給付費

介護給付費について、計画値との比較をすると、平成 27 年度、平成 28 年度ともに計画値より 6 から 7 ポイント下回っています。

これは、介護の重度化が当初見込んでいたよりも低く抑えられたことが一因であると考えています。

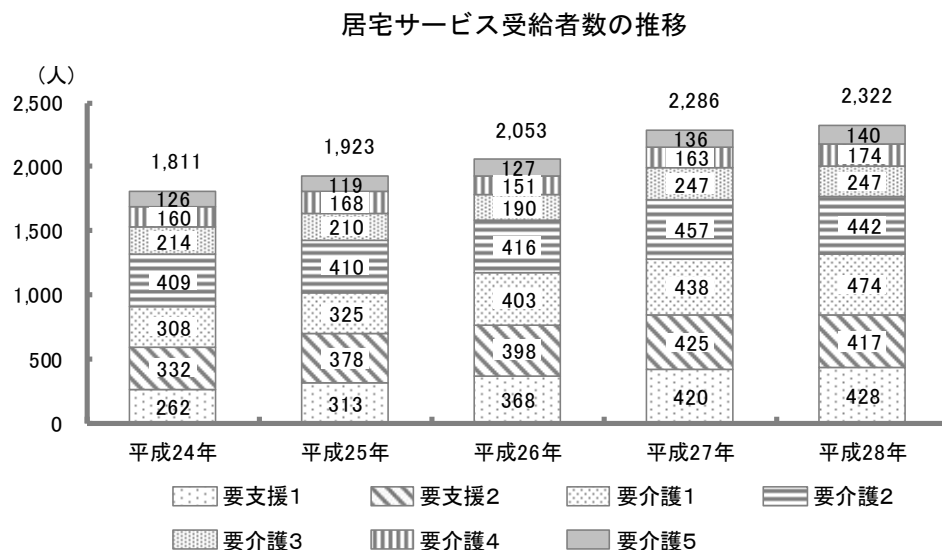
計画値との比較（介護給付費）

単位：千円

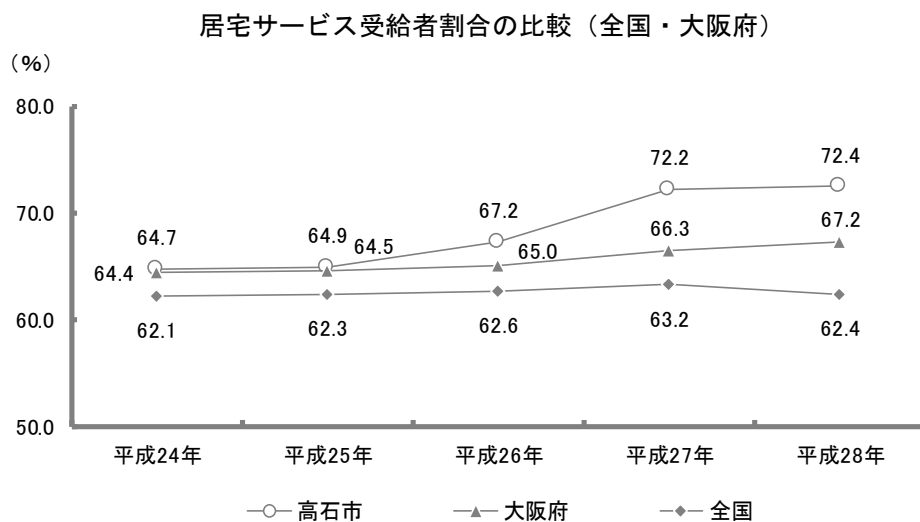
	計画値			実績値		対計画比（%）	
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
居宅サービス							
訪問介護	709,642	746,461	780,869	665,919	683,109	93.8	91.5
訪問入浴介護	23,726	24,395	24,986	20,437	15,055	86.1	61.7
訪問看護	133,347	148,874	164,531	128,574	138,348	96.4	92.9
訪問リハビリテーション	24,254	24,579	24,721	19,587	21,603	80.8	87.9
居宅療養管理指導	65,266	70,192	74,938	77,442	86,611	118.7	123.4
通所介護	542,288	506,886	524,427	543,573	451,690	100.2	89.1
通所リハビリテーション	200,739	226,379	252,738	201,558	211,783	100.4	93.6
短期入所生活介護	94,389	96,336	98,860	79,941	74,737	84.7	77.6
短期入所療養介護（老健）	24,199	27,565	30,906	21,309	19,887	88.1	72.1
短期入所療養介護（病院等）	20,049	19,070	18,242	20,359	18,973	101.5	99.5
福祉用具貸与	135,625	145,074	154,019	138,556	140,738	102.2	97.0
福祉用具購入費	6,640	7,247	7,515	5,709	5,937	86.0	81.9
住宅改修費	19,194	19,991	20,688	10,195	9,725	53.1	48.6
特定施設入居者生活介護	187,067	193,453	203,540	164,373	168,776	87.9	87.2
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	2,334	3,032	0.0	—
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
認知症対応型通所介護	32,474	34,660	36,731	24,124	24,219	74.3	69.9
小規模多機能型居宅介護	159,142	169,213	178,678	140,786	141,605	88.5	83.7
認知症対応型共同生活介護	218,262	217,841	217,841	195,691	201,198	89.7	92.4
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0.0	0.0
地域密着型通所介護		56,321	58,270		130,412		231.6
施設サービス							
介護老人福祉施設	478,054	502,099	529,799	441,410	441,903	92.3	88.0
介護老人保健施設	457,754	464,662	482,341	468,274	496,593	102.3	106.9
介護療養型医療施設	154,948	154,649	154,649	77,285	83,022	49.9	53.7
居宅介護支援	198,888	205,122	210,722	225,328	216,087	113.3	105.3
介護給付費	3,885,947	4,061,069	4,250,011	3,672,763	3,785,043	94.5	93.2

(2) 居宅サービス受給者数の推移

居宅サービス受給者数の推移をみると、年々増加しており、平成28年で2,322人となっています。居宅サービス受給者は、毎年増加しておりますが、平成27年以降、特に大きく増加しています。



資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

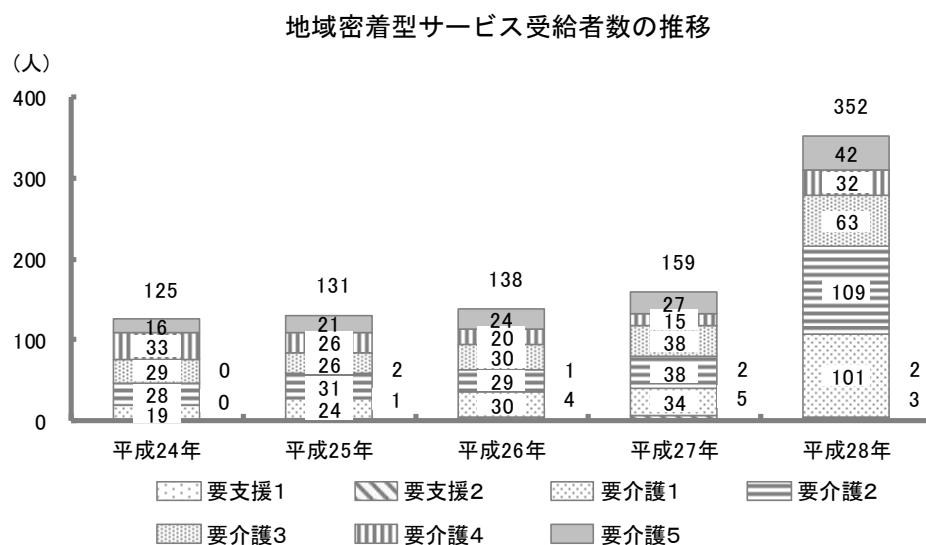


資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

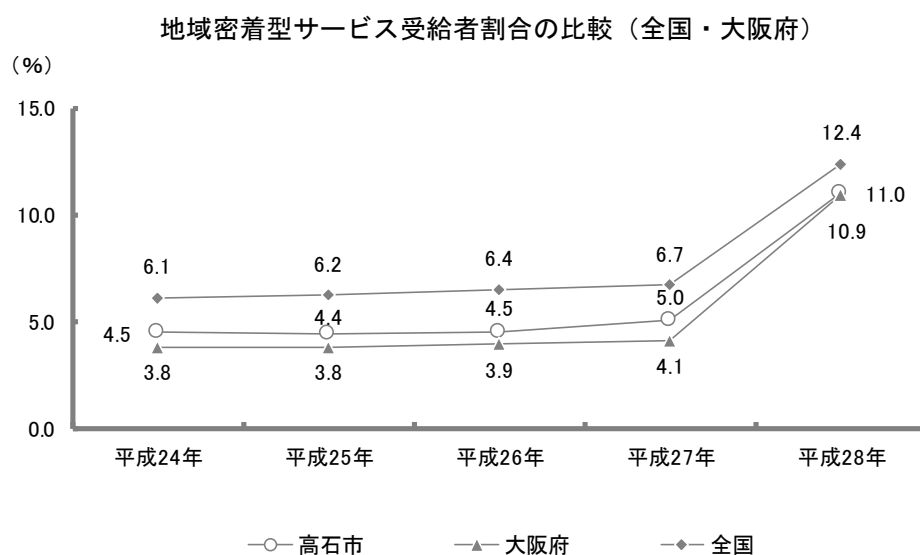
(3) 地域密着型サービス受給者数の推移

地域密着型サービス受給者数の推移をみると、年々増加しており、平成28年では352人となっています。

地域密着型サービス受給者割合をみると、平成27年まで横ばいで推移していましたが、平成28年には居宅サービスとして行っていた通所介護のうち利用定員が18人以下の小規模な通所介護事業所（市内10カ所）は、地域密着型通所介護へ移行したため、大幅に上昇し、11.0%となっています。



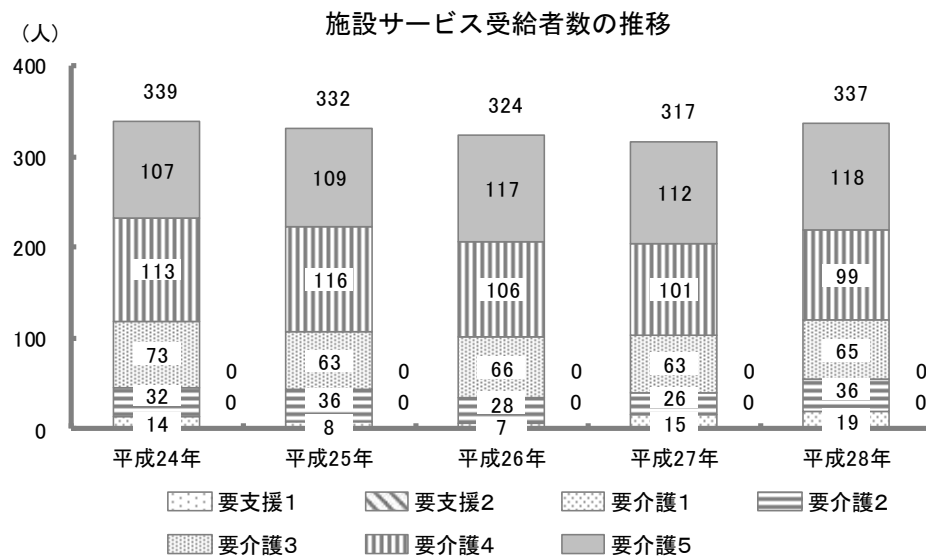
資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）



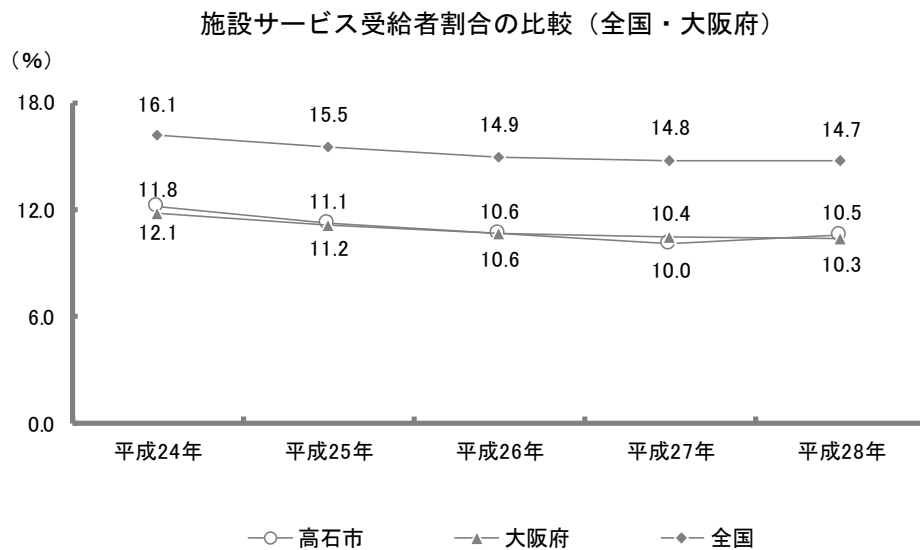
資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

(4) 施設サービス受給者数の推移

施設サービス受給者数の推移をみると、平成27年まで緩やかに減少していましたが、平成28年にはやや増加し、337人となっています。

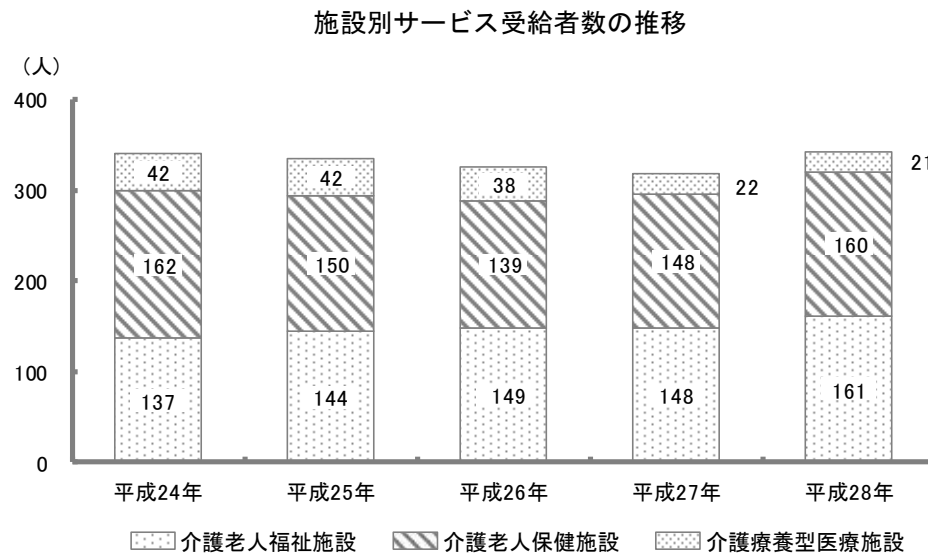


資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）



資料：介護保険事業状況報告（各年11月月報【9月利用分】）

施設別にサービス受給者数の推移をみると、介護老人福祉施設、介護老人保健施設については、各年度で利用者数が増減している状況にあり、介護療養型医療施設については、病床数の減少に伴い、利用者数も年々減少しています。

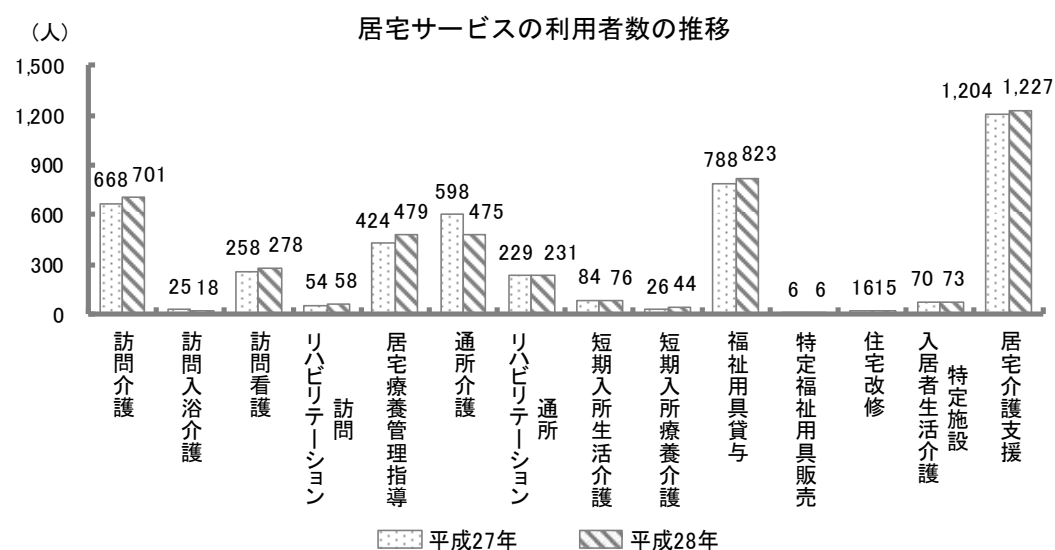
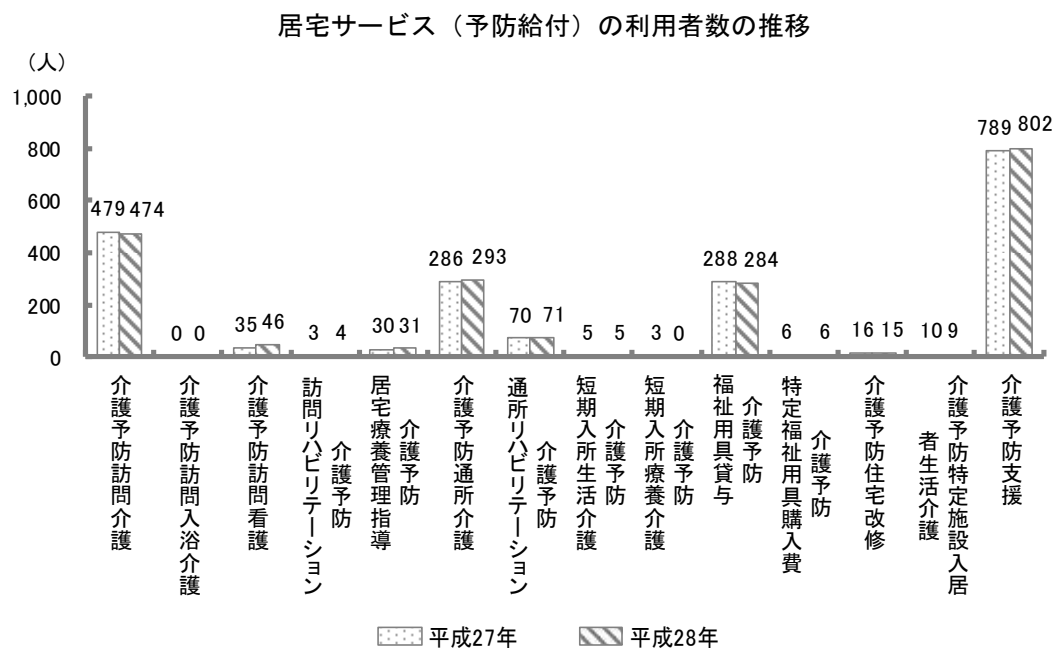


資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

(5) 居宅サービスの利用状況

平成 28 年の居宅サービスの利用状況をみると、予防給付では「介護予防訪問介護」が最も多く、次いで「介護予防通所介護」、「介護予防福祉用具貸与」と続いています。介護給付では「福祉用具貸与」が最も多く、次いで「訪問介護」、「居宅療養管理指導」と続いています。

予防給付・介護給付ともに平成 27 年から平成 28 年にかけて利用が増えているサービスが多くなっています。



資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

介護予防居宅サービス（予防給付）の利用者数及び利用回数・日数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護予防訪問介護	人数/月	479	474	469	482	10	-8
介護予防訪問入浴 介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
	回数/月	0	0	0	0	0	0
	一人当たり利用回数/月	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	人数/月	35	46	37	42	-2	4
	回数/月	279	353	334	383	-55	-30
	一人当たり利用回数/月	8.0	7.7	9.0	9.1	-1.0	-1.4
介護予防訪問リハ ビリテーション	人数/月	3	4	4	5	-1	-1
	回数/月	26	36	42	49	-16	-13
	一人当たり利用回数/月	8.7	9.0	10.5	9.8	-1.8	-0.8
介護予防居宅療養 管理指導	人数/月	30	31	23	26	7	5
介護予防通所介護	人数/月	286	293	292	332	-6	-39
介護予防通所リハ ビリテーション	人数/月	70	71	59	63	11	8
介護予防短期入所 生活介護	人数/月	5	5	9	11	-4	-6
	日数/月	34	27	43	53	-9	-26
	一人当たり利用日数/月	6.8	5.4	4.8	4.8	2.0	0.6
介護予防短期入所 療養介護	人数/月	3	0	0	0	3	0
	日数/月	7	0	0	0	7	0
	一人当たり利用日数/月	2.3	0	0	0	2.3	0
介護予防福祉用具 貸与	人数/月	288	284	278	305	10	-21
介護予防特定福祉 用具購入費	人数/月	6	6	9	10	-3	-4
介護予防住宅改修	人数/月	16	15	12	15	4	0
介護予防特定施設 入居者生活介護	人数/月	10	9	13	11	-3	-2
介護予防支援	人数/月	789	802	767	818	22	-16

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

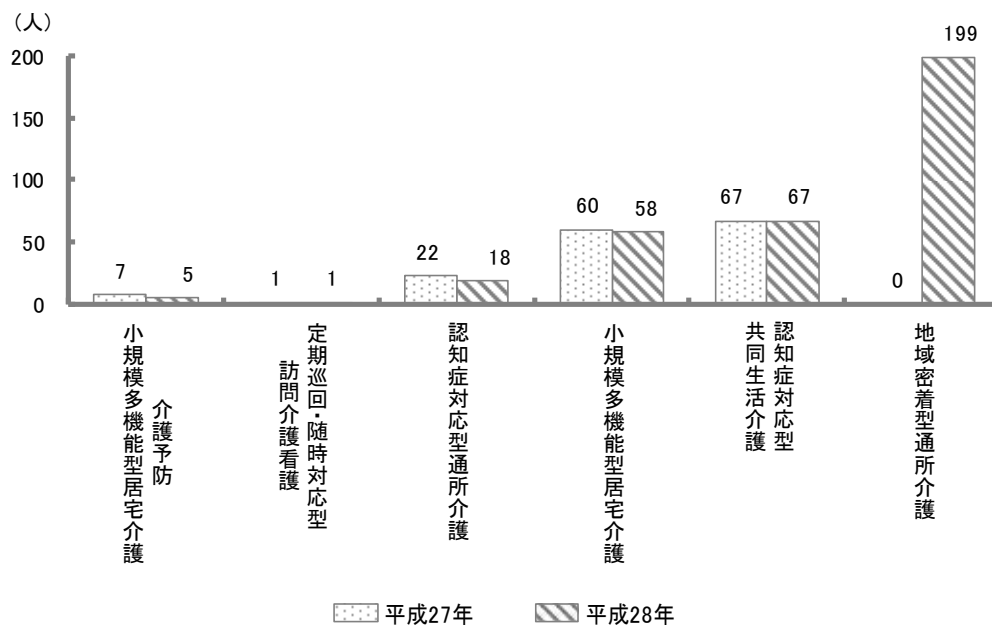
居宅サービス（介護給付）の利用者数及び利用回数・日数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
訪問介護	人数/月	668	701	637	656	31	45
	回数/月	21,125	21,932	20,055	21,123	1,070	809
	一人当たり利用回数/月	31.6	31.3	31.5	32.2	0.1	-0.9
訪問入浴介護	人数/月	25	18	28	29	-3	-11
	回数/月	125	89	170	175	-45	-86
	一人当たり利用回数/月	5.0	4.9	6.1	6.0	-1.1	-1.1
訪問看護	人数/月	258	278	235	265	23	13
	回数/月	2,388	2,550	2,201	2,462	187	88
	一人当たり利用回数/月	9.3	9.2	9.4	9.3	-0.1	-0.1
訪問リハビリテーション	人数/月	54	58	61	62	-7	-4
	回数/月	544	620	686	697	-142	-77
	一人当たり利用回数/月	10.1	10.7	11.2	11.2	-1.1	-0.5
居宅療養管理指導	人数/月	424	479	412	443	12	36
通所介護	人数/月	598	475	578	543	20	-68
	回数/月	5,966	5,022	5,799	5,446	167	-424
	一人当たり利用回数/月	10.0	10.6	10.0	10.0	0.0	0.6
通所リハビリテーション	人数/月	229	231	244	274	-15	-43
	回数/月	1,919	2,032	1,990	2,243	-71	-211
	一人当たり利用回数/月	8.4	8.8	8.2	8.2	0.2	0.6
短期入所生活介護	人数/月	84	76	79	80	5	-4
	日数/月	758	636	874	892	-116	-256
	一人当たり利用日数/月	9.0	8.4	11.1	11.2	-2.1	-2.8
短期入所療養介護	人数/月	26	44	52	55	-26	-11
	日数/月	354	324	414	431	-60	-107
	一人当たり利用日数/月	13.6	7.4	8.0	7.8	5.6	-0.4
福祉用具貸与	人数/月	788	823	817	873	-29	-50
特定福祉用具販売	人数/月	6	6	18	19	-12	-13
住宅改修	人数/月	16	15	17	17	-1	-2
特定施設入居者生活介護	人数/月	70	73	79	81	-9	-8
居宅介護支援	人数/月	1,204	1,227	1,135	1,171	69	56

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

(6) 地域密着型サービスの利用状況

地域密着型サービスの利用状況をみると、予防給付では「介護予防小規模多機能型居宅介護」のみでの利用となっています。介護給付は平成 28 年度で「地域密着型通所介護」が最も多く、「認知症対応型共同生活介護」「小規模多機能型居宅介護」、「認知症対応型通所介護」と続いています。



資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

実績値と計画値を比較すると、平成 28 年度で「介護予防小規模多機能型居宅介護」の利用があり、ほぼ見込みどおりとなっています。

介護予防地域密着型サービス（予防給付）の利用者数及び利用回数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護予防認知症対応型通所介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
	回数/月	0	0	0	0	0	0
	一人当たり利用回数/月	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人数/月	7	5	9	12	-2	-7
介護予防認知症対応型共同生活介護	人数/月	0	0	0	0	0	0

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

平成 28 年度で「介護予防小規模多機能型居宅介護」の利用があり、計画値と若干の差がありますが、ほぼ見込みどおりとなっています。また、平成 28 年度から居宅サービスとして行っていた通所介護のうち利用定員が 18 人以下の小規模な通所介護事業所は、地域密着型通所介護へ移行し、199 人の利用となっています。

地域密着型サービス（介護給付）の利用者数及び利用回数の実績値と計画値

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数/月	1	1	0	0	1	1
夜間対応型訪問介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	人数/月	22	18	22	23	0	-5
	回数/月	192	190	249	265	-57	-75
	一人当たり利用回数/月	8.7	10.6	11.3	11.5	-2.6	-1.0
小規模多機能型居宅介護	人数/月	60	58	65	70	-5	-12
認知症対応型共同生活介護	人数/月	67	67	72	72	-5	-5
地域密着型特定施設入居者生活介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人数/月	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	人数/月	0	199	0	60	0	139
	回数/月	0	1,660	—	—	—	—
	一人当たり利用回数/月	0	8.3	—	—	—	—

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

（７）施設サービスの利用状況

施設サービスの利用状況をみると、平成 27 年から平成 28 年度にかけて「介護老人保健施設」は増加、「介護老人福祉施設」「介護療養型医療施設」は減少しています。

サービス種類	単位	実績		計画値		実績－計画値	
		27 年度	28 年度	27 年度	28 年度	27 年度	28 年度
介護老人福祉施設	人数/月	148	161	160	168	-12	-7
介護老人保健施設	人数/月	148	160	141	143	7	17
介護療養型医療施設	人数/月	22	21	36	36	-14	-15

資料：介護保険事業状況報告（各年 11 月月報【9 月利用分】）

3 介護保険における地域支援事業の状況

(1) 地域支援事業の状況

地域支援事業は、平成 29 年 4 月から始まった介護予防・日常生活支援総合事業や、包括的支援事業、任意事業があり、以下のサービスを提供してきました。

項目		事業内容
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	介護予防・生活支援サービス事業 訪問型サービス 通所サービス その他の生活支援サービス ・訪問型サービス ・通所サービス ・短期集中支援サービス ・介護予防ケアマネジメント
	一般介護予防事業	地域介護予防活動支援事業 独居高齢者見守り支援事業
包括的支援事業	総合相談支援事業	○地域包括支援センター運営事業
	権利擁護事業	
	包括的・継続的ケアマネジメント事業	
	生活支援体制整備事業	
	認知症施策推進事業	
任意事業	介護給付等費用適正化事業	○介護給付費通知事業 ○認定調査・ケアプラン点検事業 ○ケアマネジメント適正化事業 ○住宅改修支援事業 ○住宅改修適正化事業
	家族介護支援事業	○介護用品支給事業 ○家族介護慰労事業
	その他	○食の自立支援事業（高齢者等配食サービス事業） ○成年後見制度利用支援事業 ○介護相談員派遣事業 ○認知症高齢者等緊急一時保護事業

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

地域ごとの実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することによって地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援に取り組んでいます。

① 介護予防・生活支援サービス事業

高石市では、平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業を実施しました。

訪問型サービスや通所型サービスの提供体制を整備するとともに、生活機能の低下による体力等の改善に向けた支援として、短期集中通所型サービス事業を実施しています。

② 介護保険における介護予防事業の状況

高齢者等ができる限り要介護状態になることを防ぐとともに、介護などが必要な高齢者等の状態の維持や改善を図り、悪化を防ぐため、様々な介護予防事業に取り組んでいます。

また、地域の独居高齢者への見守り支援事業についても継続的に取り組んでいます。

介護保険における介護予防事業の状況

		平成 27 年度	平成 28 年度
地域介護予防活動支援事業 (いきいき百歳体操) (各年度月別平均人数)	人数	32 人	87 人
独居高齢者見守り支援事業 (安否確認) (各年度 3 月時点人数)	人数	358 人	562 人

(3) 包括的支援事業の状況

包括的支援事業は、地域包括支援センター業務が中心となり、高齢者が抱える様々な悩みや不安に対して相談に応じる総合相談支援事業や権利擁護事業、介護支援専門員に対する後方支援等を行う包括的・継続的ケアマネジメント事業を実施しています。

また、高齢者虐待防止支援検討会議や地域包括ケア会議、地域担当ケア会議など、様々な会議を開催しています。各会議において、事例検討や個別ケースに対する対応、連絡調整など、今後の活動内容や参加者の質の向上につなげるなど、積極的に会議を開催しています。

また、本市では平成 21 年 6 月から「認知症サポーター 100 万人キャラバン事業」を展開しています。認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対して地域ぐるみで手助けするため実施している認知症サポーター養成講座は、自治会や市内小中学校に積極的に働きかけ、平成 28 年度では 5,049 人にまで増加しています。今後も積極的に 6,000 人体制（高石市民の 10 人に 1 人）をさらに超える認知症サポーターの養成を進めていきます。

包括的支援事業の実施状況

			平成 27 年度	平成 28 年度
総合相談支援事業		相談件数	757	588
高齢者虐待防止事業		会議開催件数	11	2
(高齢者虐待防止支援検討会議)		高齢者虐待防止支援者実数	11	12
権利擁護事業	権利擁護に関する相談	延べケース数	177	158
		対応延べ件数	797	801
	成年後見制度利用促進事業	開始審判手続支援者数	5	5
	認知症サポーター 100 万人 キャラバン事業	サポーター総数	4,161	5,049
		サポーター養成件数	1,202	888
		サポーター養成開催回数	33	36
		キャラバンメイト養成回数	0	1
		キャラバンメイト数	51	87

			平成 27 年度	平成 28 年度	
包括 的・継続 的ケア マネジ メント 事業	介護支援専門員に対する支援		体制構築ケース件数	88	120
	各会議 の開催	地域包括ケア会議	開催件数	3	3
		地域担当ケア会議	開催件数	47	66
		高齢者等 SOS	開催件数	4	4
		ネットワーク事業連絡会			
		ケアマネジャー連絡会	開催件数	12	11
	見守り支援事業		登録者数	86	113
			協力団体数	168	169
			支援要請件数	13	13
	介護者家族の会		開催件数	11	12
			参加者延数	173	75

(4) 任意事業の状況

本市では、任意事業として介護給付適正化事業、家族介護支援事業、配食サービス等のその他事業を実施しています。

任意事業の実施状況

			平成 27 年度	平成 28 年度
介護給付 適正化事業	市職員による認定調査	件数	1,314	1,648
	認定調査票の点検	件数	2,163	2,005
	ケアプラン点検事業	回数	6	6
		件数	24	24
	介護給付費通知事業	件数	7,630	7,630
	住宅改修支援事業	件数	32	25
	住宅改修適正化事業	件数	4	3
家族介護支 援事業	介護用品給付事業（紙おむつ給付）	人数	58	69
その他事業	配食サービス	延べ人数	435	636
		延べ配食数	4,070	8,621
	成年後見制度利用支援事業	件数	3	3
	認知症高齢者等緊急一時保護事業	件数	9	8
	介護相談員派遣事業	回数	34	35
		人数	68	70

4 健幸づくりの状況

本市では、健幸のまちづくり条例により、その基本理念を定めており、市民一人一人が健康で、かつ、生きがいを持ち、心豊かに暮らすことができるまちを創ることを目的としています。

具体的な取り組みとしては、①健幸ポイント事業、②健幸ウォーキング事業、③健幸増進事業を実施しています。実施状況は、以下のとおりです。

特定健康診査の受診率は平成 27 年度で 27.8%、平成 28 年度で 34.5%と大きく上昇しています。これは、健幸ポイント事業との連携により受診率が向上したことが一因であると考えられます。特定保健指導や各種がん健診についても、新たな健幸ポイント事業と連携し、受診率の向上に取り組みます。

① 健幸ポイント事業

平成 26 年度から平成 28 年度（前回）

健幸ポイント参加者年齢構成別・申込時（人）						
	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上	計
男性	56	56	226	240	38	616
女性	188	194	504	492	61	1,439
合 計	244	250	730	732	99	2,055

平成 29 年度（今回）

健幸ポイント参加者年齢構成別・申込時（人）								
	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70 代	80 代以上	計
男性	14	44	91	72	215	273	65	774
女性	29	100	213	229	468	565	129	1,733
合 計	43	144	304	301	683	838	194	2,507

② 毎日が“元気”健幸ウォーキング事業

	平成 27 年度	平成 28 年度
芦田川ふるさと広場	12,993 人	14,978 人
浜寺公園・健幸広場	13,353 人	13,268 人
鴨公園・芝生広場	8,377 人	10,556 人
とろしプラザ前	—	1,012 人

※とろしプラザは平成 28.9～実施 各年度延べ参加人数

③ 健幸増進事業

		平成 27 年度	平成 28 年度
健幸づくり教室	中央公民館	646 人	718 人
	スポラたかいし	929 人	988 人
	カモンたかいし	259 人	520 人
ふれあい元気クラブ	ふれあいプラザ	711 人	814 人
	羽衣公民館	1270 人	1311 人
	デージードーム	1320 人	1433 人
	とろしプラザ	1741 人	1879 人
	中央公民館	999 人	1242 人
	多目的ホール	—	894 人

※多目的ホールについては、平成 28 年度より実施。各年度延べ人数

④ 健康づくり、保健事業の実施状況

		平成 27 年度	平成 28 年度
健康手帳	交付数	139	121
健康教育	実施回数	44	131
	延べ受講者数	394	765
健康相談	実施回数	210	178
	延べ受講者数	394	311
特定健康診査	対象者数	9,706	9,188
	受診者数	2,698	3,170
	受診率 (%)	27.8	34.5
特定保健指導	対象者数	254	343
	指導終了者数	45	59
	実施率 (%)	17.7	17.2
肺がん検診	対象者数	34,521	34,815
	集団検診	1,413	1,311
	受診率 (%)	4.1	3.8
胃がん検診	対象者数	34,521	34,815
	集団検診	1,299	1,114
	受診率 (%)	3.8	3.2
乳がん検診	対象者数	18,625	18,763
	集団検診	1,384	1,334
	個別検診	328	313
	受診率 (%)	9.2	8.8

		平成 27 年度	平成 28 年度
子宮がん検診	対象者数	24,792	24,839
	集団検診	696	631
	個別検診	1,613	1,625
	受診率 (%)	9.3	9.1
大腸がん検診	対象者数	18,625	18,763
	集団検診	1,504	1,338
	個別検診	336	1521
	受診率 (%)	9.9	15.2
肝炎ウイルス検診	対象者数	34,521	34,815
	集団検診	123	131
	受診率 (%)	0.4	0.4
機能訓練	通所リハビリ実人員	5	3
	通所リハビリ延べ人員	163	112

5 生きがいづくり、高齢者福祉サービス等の状況

高齢者の生きがいづくりをはじめ、高齢者の日常生活を支援するために高齢者福祉サービスの提供等に取り組んでいます。

		平成 27 年度	平成 28 年度
緊急通報装置	設置数	253	247
住宅改造助成	件数	3	0
長寿祝品	総対象者	835	767
	対象者数 ※1	77 歳	546
		88 歳	203
		99 歳	18
		最高齢者	2
在宅介護支援センター	相談件数	256	235
老人福祉センター	総利用者数	76,668	78,400
	瑞松苑	利用者数	35,644
	菊寿苑 ※2	利用者数	17,492
	慶翠苑	利用者数	23,532
福祉バス	延べ利用者数	45,475	51,420
金婚者祝賀会	組数	21	38
老人クラブ	クラブ数	35	38
	登録者数	3,878	4,043
シルバー人材センター	登録者数	466	460
	就業実人員	400	395
	就業率 (%)	85.8	85.9
街かどデイハウス	延べ利用者数	867	893
ひとり暮らし高齢者訪問	延べ利用者数	1,712	1,701
健幸コミュニティ農園	総区画数	496	496
公民館クラブ	登録人数	2,968	2,976

※1 各年 9 月 1 日現在の住基情報により対象者を抽出

※2 慶翠苑の大規模修繕工事があったため、代替施設として、菊寿苑を利用したことによる一時増があったため。

6 地域の状況

(1) 社会福祉法人高石市社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とした団体として、校区福祉委員会、自治、民生・児童委員をはじめとする地域の諸団体を基盤として、本市の地域福祉活動の推進役を担っています。

また、ボランティア・市民活動センターの運営やコミュニティソーシャルワーカーの配置による市民からの様々な相談への対応、介護保険事業、障がい福祉サービス、地域包括支援センター事業、生活困窮者自立支援事業、日常生活自立支援事業、老人福祉センター指定管理事業などを実施しています。

平成26年度より、高齢者や障がいのある人、児童など、住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域住民の参加や協力による支え合い・助け合いを自治会単位で行う居場所づくり事業『コミュニティカフェ』に取り組み、「隣人同士が顔の見える関係づくり」の構築をめざしています。

高齢化や核家族化、ひとり暮らし高齢者が増加していることから、参加メンバー同士での声かけや助け合いなども含め、今後も見守り体制等を強化していく必要があります。

地域福祉推進事業の実施状況

			平成 27 年度	平成 28 年度
居場所づくり事業 (コミュニティカフェ)	開設数		22	28
	参加者数	利用者数	2,789	3,649
		世話人数	891	1,273
生活支援サポーター事業 (町の便利者さん活動)	支援活動件数		—	291
	会員数	協力会員数	—	41
		利用会員数	—	79
日常生活自立支援事業 (権利擁護)	利用者数	認知症高齢者	16	20
		知的障がい者	0	0
		精神障がい者	6	5
福祉有償運送事業 (移送サービス)	登録者数	高齢者	125	156
		障がい者	24	29
	運行回数	市内	128	144
		市外	290	411

（２）民生・児童委員

民生・児童委員は、一定の地域社会（担当地区）を基盤として、市民からの福祉相談に応じ、その問題解決を図るために、保健福祉関係機関との連携・調整をはじめ、高齢者実態調査などの各種調査を通じて見守りの必要な人の早期発見や安否確認、福祉のまちづくり、社会福祉協議会活動への参加、地域の諸団体やコミュニティ活動への参加など、行政と市民の橋渡し役として様々な活動を行っています。

民生・児童委員は、厚生労働大臣の委嘱により３年の任期で、児童及び妊産婦、母子家庭等に対する相談等支援活動を行っています。

民生・児童委員数は平成 29 年 10 月現在で 84 人となっており、「我が事・丸ごと」の包括支援体制の中で地域の見守りを進めてまいります。

○民生委員の主な活動内容

１．地域の相談・支援

さまざまな相談を受けて解決に向けて支援する活動や生活支援のための活動（必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、福祉サービスに関する苦情解決の支援、見守り支援、その他日常生活に関する支援等）を行います。

- （１）在宅福祉に関する相談・支援
- （２）介護保険に関する相談・支援
- （３）健康・保健医療に関する相談・支援
- （４）子育て・母子保健に関する相談・支援
- （５）生活困窮に関する相談・支援

２．地域福祉活動・自主活動

民生委員・児童委員、主任児童委員又は民児協が社協や関係機関・団体等と協働して行う地域福祉活動、民児協独自で行う地域福祉活動を行います。

(3) NPO・ボランティア活動

本市には、平成 29 年 3 月末現在、大阪府から認証を受けた特定非営利活動法人（NPO 法人）が 5 法人あり、高齢者や障がいのある人、子育て中の保護者などを対象に生活支援、居場所づくり、健康づくりなどに関する事業を展開しています。その内、高齢者に関わる法人は 4 法人となっています。

また、平成 29 年 3 月末現在、ボランティアグループは 44 団体が組織されており、グループ数は年々増加傾向で、それぞれの専門性を生かした様々な活動が展開されています。

NPO 法人一覧（大阪府認証、平成 29 年 3 月末現在）

	グループ名	活動内容	会員数
1	NPO 法人 泉ひまわりの会	高齢者、障がい者の支援事業、育児支援事業等	24
2	NPO 法人 きずな	高齢者の楽しく過ごせる場所づくり、高齢者の健康づくり事業等	100
3	NPO 法人子育て支援 グーチョキパー	子どもたちの遊び広場や絵本の読み聞かせなどの子育て支援、取石中学校図書館サポート等	20
4	NPO 法人 やまびこ	介護予防による講演・体操・絵手紙教室、認知症予防としてコミュニティカフェを開催	16
5	NPO 法人 FP ファーム	年金・保険などお金にかかわる無料セミナー	13

ボランティアグループ一覧（平成 29 年 3 月末現在）

	グループ名	活動内容	会員数
1	すみれグループ	和泉乳児院の行事手伝い・読み聞かせ グループホームの訪問、地域での活動	20
2	松の根グループ	歳末バザーの手伝い	40
3	心配ごと専和相談グループ	電話による心配ごと相談	13
4	ひさご会 音訳グループ	定例会、声の便り発行、声の広報制作 依頼録音図書の制作	14
5	こぶしの会	独居・高齢者宅家事手伝い、通院介助 肢体不自由児機能訓練補助	10
6	たんぼぼグループ	施設への雑巾寄贈、古切手・テレカの収集、 施設慰問、施設窓拭き	7
7	まどか 2	海外難民へ送る古着の分別作業リサイクル市	9
8	ぐるうぷ ぼちぼち	ボランティア一般	10
9	点訳グループ	絵本の点訳、小学校総合学習の手伝い	7
10	高石マジッククラブ	施設慰問（マジック）	11
11	ボランティア東羽衣	手作り作品を持ての友愛訪問、お楽しみ会	18
12	南海福祉専門学校ボランティア グループ	ボランティア全般	218
13	紙工房あじさい	施設慰問	16

	グループ名	活動内容	会員数
14	手話サークル まつぼっくり	手話学習、聴言障がい者等との交流	21
15	グループふれあい	障がい者作業所・老人福祉施設の手伝い	8
16	タッチ・サン	手でさわる絵本づくり	7
17	根っこ	保健センターの機能訓練のボランティア (パンセ羽衣)	9
18	泉大津・高石フリー活動栄養士会	外食アドバイザー、栄養相談や食生活相談等、勉強会	7
19	宙の会	精神障がい者の地域での生活支援	7
20	沖縄同好会	施設慰問（沖縄舞踊）	6
21	凜	施設慰問（新舞踊・日本舞踊）	11
22	つくし	老人施設でのボランティア (料理活動・整容作業等)	12
23	化粧クラブ	老人福祉施設でのメイク指導	8
24	とろし お元気クラブ	高齢者等の閉じこもり防止・機能回復のための体操等手伝い（とろしプラザ）	13
25	すえひろ会	施設慰問（民謡）	3
26	楽笑笑福一座	施設慰問（皿回し・南京玉すだれ・箱太鼓、陣太鼓等の大道芸）	8
27	健（すこやか）	太極拳を取り入れた健康体操	19
28	大正琴「歩み」	施設慰問（大正琴、尺八等の和楽器）	7
29	セラピーガーデン	施設へのアロマセラピー&傾聴ボランティア、講習会等の開催	8
30	ドンパン会	民謡による施設慰問	8
31	高石市バトントワリングスポーツ少年団	バトントワリングの演技発表	16
32	生活支援市場・みどりや	東日本大震災、長期による支援活動 現地、市内での生活支援、募金活動	12
33	夢楽らいぶ一座	ギターの弾き語りショー	4
34	ポップコーンズ	アルトサックス・バンドで昭和歌謡や動揺を演奏します。	6
35	高石健康生活ネットワーク	お茶・お花 児童作品展	15
36	リズム体操「パチャーター」	演歌・歌謡曲のリズムに乗せて楽しくて手足や身体の運動をします	32
37	ハンドメイドクラブ	バザー製品の作品やかわいい小物や雑貨の手作り	11
38	高石市史跡ボランティアガイドクラブ	高石市内の史跡を市内の方に案内し、健康増進に努める	8
39	あんず	きやらの郷での花壇の手入れ、お花見	9
40	たかいし生活支援サポーター「町の便利屋さん」	簡単な困りごとの有償支援	44
41	ゆめ企画 キララ	色紙や和紙を使った、花やつり飾りを介護施設に送る。デイケアへの制作、壁などの企画立案指導など	13
42	パソコン広場	パソコンで Word、Excel、インターネットを理解して活用できるように3コースに分けて、指導しています。	40
43	ドングリーズ	施設慰問（ハーモニカ演奏）	7
44	高石土笛の会	施設慰問（オカリナ演奏）	13

(4) 老人クラブ

生きがいと健康づくりのための様々な社会活動を通じて、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりに資することを目的として、各地域で老人クラブが活動しています。

本市では、平成 29 年 3 月末現在で 41 の単位クラブと、それらを総括する連合会が組織化され、グラウンドゴルフなどの軽スポーツをはじめ、囲碁・将棋、旅行などの様々なレクリエーション活動、地域清掃などの社会奉仕活動、友愛訪問活動や特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）への訪問活動なども行われています。

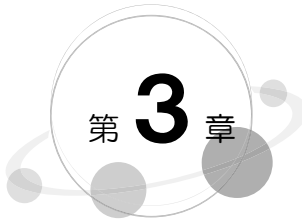
(5) 公益社団法人 高石市シルバー人材センター

シルバー人材センターは、健康で働く意欲のある高齢者の就業システムで、会員が豊かな経験と能力を生かし、働くことを通じて、生きがいの充実と社会参加で地域の発展に寄与することを目的として運営されている団体です。

おおむね 60 歳以上の人を会員として、軽作業、清掃、除草、植木の手入れ、塗装、大工、左官、家事手伝い、留守番、チラシの配布、宛名書き、施設管理などの仕事を一般家庭や事業所から受託して取り組んでいます。

シルバー人材センター会員数

	平成 27 年度末	平成 28 年度末
60～64 歳	42	30
65～69 歳	182	175
70～74 歳	153	150
75～79 歳	75	81
80 歳以上	14	24



計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

介護保険制度は平成 17 年に抜本的な見直しが行われ、この平成 17 年当初は団塊の世代が高齢期を迎える平成 27 年（2015 年）に対応するため、新たに介護予防の導入、地域包括支援センターの創設、地域密着型サービスが創設されるなど、介護保険制度に大きな転機が訪れました。

また、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成 37 年（2025 年）を視野に入れ、国が示す“介護”、“予防”、“医療”、“生活支援”、“住まい”のサービスを一体化して提供していく「地域包括ケアシステム」をさらに深化・推進し、本市の特性に応じた施策・事業を展開していかなければなりません。

「第4次高石市総合計画」では、「市民力」によるまちづくりを進めるという観点に基づき、「市民主体のやさしさと活力あふれる“健幸”のまち」を基本理念に、市民力主体のまちづくりをめざしています。

今後、さらに高齢化が進むことが予測され、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦のみの世帯なども増加することからも、総合計画にある「市民力」によるまちづくりを市全体で取り組むことが、より一層大事です。

そのため、本計画では以下の基本理念のもと、地域包括ケアシステムの深化・推進をめざします。

高齢者の笑顔があふれる健幸のまち “たかいし”



2 計画の目標

(1) 高齢者が終末期まで地域で暮らす地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進していくためには、地域ごとに高齢者のニーズや状態に応じたサービスや助け合いを切れ目なく提供できる体制が重要です。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けるために在宅医療・介護連携の体制を強化していく必要があります。そのため、在宅医療介護連携支援センター（仮称）を設置し、さらなる医療介護連携を進めてまいります。また、平成29年4月から開始した介護予防・日常生活支援総合事業を活用するとともに、地域の関係団体のネットワーク化を図り、地域住民の互助や関係団体との連携につなげてまいります。

〔課題の背景〕

- 高齢者夫婦世帯、高齢者ひとり世帯が増加しており、高齢者の孤立リスクが上昇しています。
- 終末期を在宅で迎えたいと考える高齢者が多い傾向にあり、在宅医療・介護連携の体制を強化していく必要があります。
- 顔と顔が見える、息づかいが聞こえるコンパクトなまちとしての特性があり、「住んでいる地域に愛着を感じている」、「高齢者や子どもなど、誰もが住みやすいまちである」との地域・周辺環境の評価があり、地域のなかで、様々な課題を地域で解決していくことが求められています。

〔重点課題〕

●在宅医療・介護連携体制の構築

高齢化の進行によって、認知症高齢者や高齢者のひとり暮らし・夫婦のみ世帯の増加が予測されるなか、高齢者が地域のなかで、早期にコミュニティ活動の参加を促進するなど地域でのつながりをもつことが重要です。

しかし、年齢が進むにつれ、医療や介護の必要性が発生する中で、在宅生活を維持するために、在宅医療などに関する相談を受け付け、これまで進めてきたターミナルケアをはじめとするかかりつけ医との連携による在宅医療介護連携体制をさらに進め、看取り体制のネットワーク化を進める必要があるため、「在宅医療介護連携支援センター」（仮称）を創設します。

●「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

高齢者、障がい者、子どもなどすべての人が安心して暮らせる地域共生社会の実現が提唱されており、医療介護の課題のみならず、生活困窮、障害、子育てなど、高齢者をめぐるなかで、様々な課題を複合的に抱える世帯が増えてきている。これらの方も地域で暮らせるように今までの縦割りの福祉サービスを見直す必要がある。

地域のなかで、様々な課題を「我が事」として共有し、地域で支えるという仕組みづくりを進めることと併せて、複合した課題を「丸ごと」受け止める包括的相談支援体制づくりを地域に応じた形でまとめていく必要があります。

(2) 高齢者一人ひとりの健幸のための仕組みづくりの推進

高齢者一人ひとりが“生涯現役”で、明るく活力ある生活を送ることができるよう、介護が必要とならないよう健康づくりや介護予防、さらには生きがいづくりを支援していきます。また、高齢者のみならず、すべての市民が生涯を通じて主体的に健康づくりに取り組めるよう、温もりのある町並み、自然環境を安全・安心に歩いて生活することにより健康増進や介護予防につながる“健幸”に暮らせるまちづくり（ウェルネスシティ）を推進します。また、高齢化の進行に伴い、医療を必要とする高齢者が増えることが考えられることから、医療と介護の連携体制の強化を図ります。

〔課題の背景〕

- 健幸ポイント事業を活用することにより、特定検診やがん検診の受診率の向上につなげるとともに、人工透析患者などの重度化予防の取り組みが必要となっています。
- 生活習慣病の予防となる特定健診やがん検診の受診率の向上の取り組みが必要であり、健診を受診しないことによって、自己の健康状態の把握が困難になり、生活習慣病を引き起こし、重症化につながる恐れがあります。
- 介護保険制度改正による総合事業への移行により、市町村独自の介護予防事業への取り組みがますます必要となっています。

〔重点課題〕

●健幸づくり

がんや循環器疾患などの生活習慣病は、要介護状態へとつながる可能性があることから、現在受診率が上昇傾向にある健康診査等を通じて、健康づくりの意識・意欲の向上を行うことが必要です。

高齢になっても地域で自立した生活を送るために、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな介護予防サービスを提供するとともに、適切かつ効果的な介護予防事業の実施や自立した生活を確保、生きがいづくりへの支援が必要になります。

●介護予防

介護予防とは、もともと元気な人が介護状態にならない。要支援1、2の介護度が軽い人の状態が改善する、要介護と認定された人の介護度がより重くならないようにすることです。そのためには、比較的、若い年代からの病気予防、介護予防の筋力トレーニング・生き生き百歳体操の実施を進めます。また、介護保険におけるケアプランの中で、自立にむけたリハビリ・口腔機能向上、低栄養防止等について着目し、自立支援、重度化防止のための介護予防を実施します。

●高齢者の生きがいづくり（介護予防・日常生活支援総合事業）

自分らしく地域で暮らし続けるためには、一人ひとりができる限り介護予防に努めるとともに、地域や家族の中で何らかの役割を担いながら生活することが大事です。また、役割を担うことは介護予防につながります。身近な場所で地域の誰もが参加できる、「コミュニティカフェ」など、住民の自主的な活動の立ち上げや、運営について幅広く支援します。

(3) 認知症高齢者対策と高齢者の尊厳の確保

国の推計によると、加齢に伴い、認知症予備軍である高齢者の大幅な増加が見込まれており、認知症を有する高齢者が増える傾向が想定されます。

高齢者の4人に1人が認知症の人または予備軍とされ、高齢化の進展に伴い今後さらに増加すると言われています。本市でも要介護認定を受けている人の40%（約920人）が認知症であり、平成28年に実施した日常生活圏域ニーズ調査では、何らかの認知症リスクのある人は48%（約4900人）と推測されます。

本市では平成21年より認知症サポーター育成に取り組み、近年は小中学校でのキッズサポーター養成にも力を入れています。並行して地域で高齢者を見守り支援する「SOS ネットワーク事業」を開始し、認知症に関する正しい理解の普及啓発やサポーターの活動の場の確保、地域の子どもから高齢者すべての方が関心を持って見守る体制の強化を進めていくことを目指します。

〔課題の背景〕

- 認知症高齢者が増加し、認知症への正しい理解の推進とともに、認知症予防や認知症の早期発見・早期治療が重要となります。
- 介護が必要になった場合の高齢者虐待問題の深刻化が懸念されます。

〔重点課題〕

●認知症高齢者対策の推進

今後、さらに認知症高齢者が増加することが予測される中、認知症予防や認知症の早期発見・早期治療、認知症高齢者とその家族への支援体制を強化することが重要です。認知症の原因となる病気予防のための生活習慣の見直しなどが重要、また認知症の初期症状の物忘れ、判断力の低下などを診療につなげることで、早期治療、進行性を遅らせるなどの重要性を高齢者に周知していきます。

●高齢者の尊厳の確保と権利擁護

介護離職や高齢者虐待が社会的問題となる中、在宅介護を支援するためにも地域の相互の支え合いを支援するとともに家族介護教室、家族介護者交流事業等の介護者の不安を解消する取り組みを通して、在宅介護に対する支援の充実をはかる必要があります。

●家族介護者への支援

地域全体で認知症高齢者等を支える体制を強化していくために、認知症における正しい知識の啓発とともに、認知症予防と早期発見・早期治療を推進します。

また、高齢者虐待の防止等において、高齢者の人権の尊重に努めるとともに、家族介護者への負担軽減などの支援を行います。

（４）高齢者が住みやすい福祉のまちづくりの推進

高齢者が住み慣れた自宅・地域で生活を送れるよう、安心して暮らせる住まい環境を形成するとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、誰もが外出しやすい、暮らしやすいまちづくりに努めます。

また、近年では、台風や地震といった大規模な災害が多発していることから、災害時の避難・支援体制を強化するとともに、高齢者を対象とした犯罪の防止に努めます。

高齢者が住み慣れた地域で、できる限り安心して生活していくためには、高齢者が生活しやすい福祉の視点に立ったまちづくりを行っていくことが重要です。

高齢者や要支援・要介護認定者が、災害時に円滑に避難ができるよう、また、高齢者の犯罪被害防止のためにも地域住民や関係団体と連携を図っていくことが重要です。

〔課題の背景〕

- 外出の頻度は、要支援認定者で１年前に比べ減っている割合が高くなっているため、健幸マルシェやアプラ青空市場などの事業と健幸ポイント制度を連携して、要支援者も一般高齢者も集団全体がリスクを軽減するポピュレーションアプローチを行うことが重要です。
- 外出の際の移動手段として、徒歩の割合が高く、高齢者が安全に外出できる環境が必要です。
- 災害時に高齢者や障がい者など要支援者が、すみやかな避難行動などへの支援が必要となることから、日頃の地域での情報共有が重要です。

〔重点課題〕

●多様な住まいの確保

高齢者がいつまでも住み慣れた家庭や地域において、安全に安心して生活できるよう、それぞれのニーズやライフスタイルなどに適応できる住まいの確保と提供に努めていきます。

●ユニバーサルデザインの推進

すべての市民が外出しやすい、暮らしやすいまちづくりをめざし、公共交通機関や多くの市民が利用する民間建築物、道路、公園などはユニバーサルデザインの理念に基づく整備・改修を推進していきます。

●安全・安心対策等の推進

ご近所の日頃のつながりを大切に、災害時に声掛け、避難行動を協力するなどの意識の醸成をはかる。市は、保持する高齢者や障がい者等に関する情報や本人家族からの申し出をもとに災害時避難行動要支援者台帳の整備を行い、本人同意により自主防災組織などと情報共有をはかり、日頃の見守りとともに災害時の避難誘導等に活用します。

(5) 介護保険事業の適正な運用

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすためには、各々の要介護等の状態に応じたサービスを受けられるよう支援していく必要があります。

本市でのサービス事業については、外部評価の実施等を行うことで、介護サービスの質の向上が図られ、利用者や家族が安心して利用できることにもつながります。介護保険制度を適正に運営していくために、介護保険事業を円滑に推進するとともに、個々の利用者に応じたより質の高い介護サービスを提供していくことが必要です。また、質の高い介護サービスを提供していくとともに介護人材の確保についても大阪府介護・人材確保戦略に基づき、大阪府と連携しながら地域医療総合確保基金等を活用し、介護人材の確保を推し進めていきます。

〔課題の背景〕

- 要支援認定者・要介護認定者にとって、介護が必要かどうか見極めるため、要介護認定適正化事業を継続してすすめます。
- 介護人材が不足し、介護事業所の運営に支障をきたすおそれがあります。

〔重点課題〕

●介護従事者の資質の向上

利用者のニーズに対応したケアプランの作成など、適切に行われているかを、介護事業者、利用者の双方から意見聴取し、その内容などを介護事業者に指導するなどにより、より介護重視の資質の向上を図る。

●適正なサービス提供への支援

利用者がサービスを選択する上で、必要な情報を入手できるようパンフレットの作成、広報、ホームページの充実を図るとともに、介護事業者・ケアマネジャーからの説明を多くのサービスを示すことで本人家族の意向を取り入れる。

●サービスの質の向上と介護人材の確保

利用者のニーズに対応していくために、事業者の質の向上や、医療と介護・福祉の連携強化などサービスの質の向上をすすめるとともに、介護給付の適正化により、介護保険事業の適正・円滑な運営を図っていくことが必要です。

また、介護人材の確保についても大阪府介護・人材確保戦略に基づき、大阪府と連携しながら地域医療総合確保基金等を活用し、介護人材の確保を推し進めていきます。

3 施策体系

【基本理念】

高齢者の笑顔があふれる健幸のまち“たかいし”

【基本目標】

基本目標 1

高齢者が終末期まで地域で暮らす地域包括ケアシステムの推進

基本目標 2

高齢者一人ひとりの健幸のための仕組みづくりの推進

基本目標 3

認知症高齢者対策と高齢者の尊厳の確保

基本目標 4

高齢者が住みやすい福祉のまちづくりの推進

基本目標 5

介護保険事業の適正な運用

【施策・事業の方向】

1 医療と介護の連携体制の充実

2 生活支援サービスの充実

3 地域における支え合い、助け合いの推進

4 相談支援体制・情報提供の充実

5 介護保険サービスの充実

1 健幸に暮らせるまちづくり

2 介護予防の推進

3 高齢者の生きがいづくり

4 健幸のまちづくりの取り組み

1 認知症高齢者対策の推進

2 高齢者の尊厳の確保と権利擁護

3 家族介護者への支援

1 多様な住まいの確保

2 ユニバーサルデザインの推進

3 安全・安心対策等の推進

1 介護従事者の資質の向上

2 適正なサービス提供への支援

3 サービスの質の向上と介護人材の確保

第4章

施策・事業の展開

1 高齢者が終末期まで地域で暮らす地域包括ケアシステムの推進

(1) 医療と介護の連携体制の充実

高齢者の在宅生活を支えるためには、医療と介護の連携を強化していく必要があります。また、入院による急性期の治療からリハビリテーションを含めた、退院後の在宅療養に円滑に移行し、切れ目なく適切な医療・介護（介護予防）サービスを提供するためには、地域での医療・介護の連携強化が重要です。

在宅医療と介護の連携において、在宅医療・介護連携推進事業に取り組むとともに、医療機関とケアマネジャー、サービス提供事業所などが密に連携を図れる体制づくりとして、多職種による支援に取り組んでいきます。

今後も、かかりつけ医、介護支援専門員、介護サービス事業者等の多職種連携による取り組みを進めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
在宅医療介護連携支援センター（仮称）の創設	高石市における在宅医療需要の高まりを踏まえ、高石市立診療センターの再構築を目指し、在宅医療介護連携支援センター（仮称）に集約した在宅医療の拠点づくりを進めていきます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
在宅医療・介護連携の推進	「在宅医療・介護連携推進事業」の実施にあたっては、医師会や、歯科医師会、薬剤師会、介護支援専門員、介護サービス事業者など、多職種連携による支援を継続して推進します。	
医療と介護との連携強化（在宅医療の充実）	多職種連携会議を継続し、連携の強化に努めるとともに、在宅往診医の確保、訪問看護ステーションの人材整備など医療依存度の高い高齢者を支える仕組みの強化を働きかけます。また、効果的な介護予防・生活支援サービスや地域の見守りシステムの調整、入退院時の関係機関との調整を行う担当地域ケア会議を継続して開催し、在宅医療と介護の連携強化に努めてまいります。	
医療との連携によるきめ細かなサービスの提供	難病患者やがん末期の要介護者、病院退院者が在宅で適切なサービスを受けながら、安心して暮らすことができるよう速やかなサービスの提供体制の構築に努めます。また、医師会や歯科医師会、薬剤師会等と連携し、地域の医療情報の収集に努めるとともに、各種機関と連携した相談・支援体制の強化に努めます。	

事業	内容	関係課等
切れ目ないサービス提供体制の充実	高齢者が住み慣れた地域で生活続けることができるよう保健・医療・福祉が連携し、医療やリハビリテーション、介護、介護予防など、各サービスを切れ目なく効果的に提供する必要があります。 地域包括支援センターを中心にサービス提供事業者や医療機関、保健所等の関係機関との連携強化を図り、高齢者が生活に必要な支援・サービスを一体的に受けられるよう取り組みます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

(2) 生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活を支える高齢者福祉サービス等、生活支援サービスを今後も継続して提供し、介護者の負担軽減に取り組んでいきます。

また、高齢者の見守り、配食などのサービスは介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴い、住民やボランティア、NPO など多様な主体によるサービス提供が可能となったため、新たな実施主体の確保に努めるとともに、これまで社会福祉協議会を中心に行ってきた小地域ネットワーク活動や校区福祉委員会活動など、既存の見守り・安否確認体制の充実に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
地域交流活動の推進	社会福祉協議会や校区福祉委員会などと連携し、安否確認やいきいきサロン、世代間交流などの地域福祉活動の充実・活性化を支援・育成します。また、必要に応じて、専門家の派遣や指導、各種情報の提供・相談・指導などを図っていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
小地域福祉活動の推進	何らかの援助を必要とする人たちが、住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスの利用を促すとともに、見守りや助け合いなどの身近な地域における課題に即した福祉活動の展開を、校区福祉委員会や地域の活動団体との連携のもとに支援・促進していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
生活困窮状態にある高齢者の支援	自治会などからの情報提供により、生活困窮状態にある高齢者を発見した場合は、生活支援コーディネーターや地域包括支援センター、社会福祉協議会と速やかに連携し適切な支援につないでいきます。 ○介護保険料の減免 低所得者などの生活困窮者のうち、一定の要件を満たす人を対象に保険料額の減額を行います。 ○社会福祉法人等による利用者負担軽減制度の活用促進 社会福祉法人が、低所得で特に生計が困難である人の介護保険サービスの利用者負担を軽減した場合に助成する社会福祉法人等利用者負担額軽減制度の周知と利用促進を図ります。	社会福祉課 社会福祉協議会 健幸づくり課 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

事業	内容	関係課等
生活支援サービスの充実	虚弱なひとり暮らし高齢者等が住み慣れた地域や家庭で自立した生活が送れるよう、また、緊急時等にも安心して生活できるよう、日常生活用具給付、福祉電話の設置、緊急通報装置設置など、高齢者福祉サービスの充実を図ります。 また、社会福祉協議会や校区福祉委員会などと連携し、配食サービスや移送サービス、見守り・安否確認などを継続して実施し、ひとり暮らしの高齢者への訪問をより積極的に展開し、地域のコミュニティカフェにつなぐなど孤立死の防止に努めます。	高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会 地域包括ケア推進課
総合調整機能の充実	住み慣れた地域において高齢者が安心して自立した生活を送ることができるよう、介護保険や保健福祉サービスなどの公的なサービスにとどまらず、地域福祉活動やボランティア活動などを一体的に提供できるよう、社会福祉協議会との連携を強化し、地域包括支援センターの権限や総合調整機能の充実を図っていきます。 高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を活用し、協議体とともに、定期的な情報共有及び連携強化などのネットワーク化をさらに充実していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

(3) 地域における支え合い、助け合いの推進

高齢者の孤立化や閉じこもりの防止に向けた地域のつながり・見守り体制の強化を図るため、社会福祉協議会をはじめ、地域住民、民生・児童委員、校区福祉委員、サービス提供事業者など、様々な関係機関、実施主体と連携強化を図ります。

また、民生・児童委員や校区福祉委員、ボランティア、NPO など、地域活動に関わる様々な主体の活動支援に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
セーフティネットの充実	地域における日常的な声かけ、あいさつや見守り活動などを展開するとともに、地域と行政、関係機関や関係団体等との連携により、様々な問題に迅速かつ的確に対応できる体制づくり（セーフティネットの充実）を進め、緊急時においても安全や安心を提供する仕組みを進めます。	社会福祉課 社会福祉協議会 危機管理課
地域ネットワークの充実	高齢者とその家族のニーズを把握し、専門的な立場からのサービスの提供や取り組みを展開していくため、ケアマネジャーをはじめ、居宅介護サービス事業者や医師、看護師、ホームヘルパー、民生・児童委員、ボランティア、校区福祉委員など地域の実情に対応した関係者のネットワークづくりを推進し、連携強化を図っていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
孤立死の防止など見守り体制の充実	ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦のみ、兄弟のみなどの高齢者世帯が、地域の中で孤立しないよう、民生・児童委員、校区福祉委員及びボランティア団体などの地域の活動団体の見守りや声かけ、訪問など、重層的な見守り体制の充実を図ります。	地域包括ケア推進課
NPO活動等支援の充実	高齢者や退職を迎えた団塊の世代等が、地域社会の一員として長年にわたって培ってきた知識、経験、技術を生かして、主体的・積極的に地域福祉活動を展開していくことができるよう、活動場所の確保や各種助成・補助制度に関する情報の提供などに努めていきます。	
ボランティア・市民活動センターへの支援	地域住民が自主的に参加し、ふれあいを共感しながら、ともに支え合う地域社会を実現していくため、ボランティア活動の拠点としてボランティア・市民活動センターへの支援を図り、ボランティアの養成やグループづくりなどを推進していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
若者や親子のボランティア活動の促進	ボランティア人材の確保・充実を図るため、若者や親子がボランティア活動に参加するきっかけづくりの充実を図るとともに、校区福祉委員会等の地域団体と連携し、身近な地域での活動機会の提供を図ります。	

(4) 相談支援体制・情報提供の充実

高齢者が抱える不安や悩みが多様化している中、身近な地域で適切かつ的確に相談に応じられるよう、市相談窓口をはじめ、医療と介護の連携などの相談機能の充実・強化を図るとともに、各相談窓口の周知・啓発に取り組んでいきます。

また、地域包括支援センターは地域包括ケアシステムの構築にあたり、中核的な役割を果たすことが期待されます。本市は地域包括支援センターの後方支援に努めるとともに、保健・医療・福祉など様々な関係機関との連携強化を図ります。

すべての市民が、介護保険制度などを適切かつ的確に利用できるよう、主体的に判断し選択できる各種の施策やサービスなどに関する情報の提供に努めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
地域包括支援センターの相談機能の充実	介護をはじめ、高齢者虐待や人権など多様な相談や複雑化する問題に対応するため、専門機関との連携を強化するとともに、社会福祉協議会の他事業部門や関係課との連携・調整を図るなど、相談体制の充実に努めます。また、地域包括支援センターの運営や相談対応等の充実・強化を図るため、大阪府などと連携を図りながら、後方支援に努めます。さらに、相談内容の多様化や複雑化に対応できるよう関係機関との連携による支援の充実に努めます。 また、身近な地域での相談機能を充実するため、高齢者やその家族などが身近な地域で介護サービスなどについての情報を得たり、相談に対応するため、地域住民とかかわりの深い民生・児童委員や校区福祉委員などの研修の充実を図るとともに地域包括支援センターとコミュニティソーシャルワーカーとの連携による相談支援の充実を図ります。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
地域包括支援センターの周知・啓発	高齢者の相談窓口の中心となる地域包括支援センターが市民にとってより身近なものとなるよう、市の「広報たかいし」や社会福祉協議会の「たかいし福祉」、ホームページなど、様々な媒体や機会を活用し、地域包括支援センターの周知・啓発をより一層進めていきます。	
医療と介護の連携拠点での相談対応	高齢者や家族からの日常生活や介護の相談窓口及び医療と介護の連携拠点として、在宅医療介護連携支援センター（仮称）を高石市診療センターに設置することにより、在宅介護支援センター及び医療介護連携室を集約し、機能の強化を進めます。これを広く市民やかかりつけ医に周知し、相互相談窓口として活用します。また、これまで在宅介護支援センターで実施してきた緊急通報装置利用者への24時間相談体制の確保についても併せて実施し、相談体制の充実に努めます。	地域包括ケア推進課 高齢・障がい福祉課

事業	内容	関係課等
介護相談員派遣事業の活用	サービス利用者の悩みや相談、要望などを聴取し、心のケアや居住環境の改善などが図れるよう、利用者や家族と事業者との橋渡しを行う介護相談員派遣事業を継続して実施します。	地域包括ケア推進課
苦情処理体制の充実	介護保険サービスをはじめとした様々な苦情については、市民にとって身近な窓口である市で対応していくとともに、市において対応が困難なケースにおいては大阪府や大阪府国民健康保険団体連合会と連携を図りながら、早期に解決するよう、取り組んでいきます。また、利用者からの相談・苦情があった場合は、必要に応じ事業者からの報告を求めるとともに指導や助言を行うことにより、苦情の解決と適切なサービス及びサービスの質の向上につながるよう努めます。	健幸づくり課 広域事業者指導課 地域包括ケア推進課
地域に密着した広報啓発活動の充実	ひとり暮らし高齢者や要支援・要介護認定者など自ら情報を入手することが困難な人に対して、保健師やコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、在宅介護支援センター、民生・児童委員や校区福祉委員、さらには介護相談員の協力を得ながら、コミュニティカフェを活用しながら情報の提供に努め、孤独死ゼロを目指していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
情報弱者に対する情報提供の強化	在住外国人や障がいのある人など、サービスを利用したいときに、どこへ相談するのか、どんなサービスがあるのかなどをわかりやすく提供していきます。また、視覚障がい者に対する声の広報や、聴覚障がい者に対するFAXによる情報提供なども継続します。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター 高齢・障がい福祉課
広報たかいし、市ホームページを活用した周知・啓発	「広報たかいし」や市ホームページなど、多様な広報媒体を活用し、サービス等に関する情報提供に努めます。また、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすいホームページづくりに継続して取り組んでいきます。	秘書課

(5) 介護保険サービスの充実

制度改正により、必要なサービスが必要な人に行き届かないという状況にならないよう、介護予防ケアマネジメントの充実に努めます。また、多様なサービス提供実施者の確保に努めるとともに、適切なサービス提供がなされるよう、大阪府と連携を図りながら指導に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
居宅サービスの充実と提供	在宅での生活を希望する利用者に対して、訪問系サービスや通所系サービス、短期入所、福祉用具貸与・購入など、居宅サービスの充実と提供に努めます。	健幸づくり課 地域包括ケア推進課
地域密着型サービスの充実と提供	小規模通所介護や認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護など、地域密着型サービスの確保に努めます。また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の確保については、高齢者等のニーズや近隣自治体のサービス提供体制を踏まえながら、検討していきます。	
施設サービスの充実と提供	要介護者に対して、介護老人福祉施設、介護老人保健施設の入所施設において引き続き適切なサービスを提供していきます。また、高齢者虐待防止法の周知を図り、施設において高齢者の尊厳や人権を保持するため、権利擁護に関する職員研修や意識改革、サービスの質の向上などに関する取り組みを支援していきます。	
サービス調整機能の強化	在宅生活を送るにあたって必要な保健・医療・福祉・介護・生活支援などの各種サービスが一体的に受けられるよう、地域包括支援センター、社会福祉協議会や生活支援コーディネーター、サービス提供事業者や医療機関等の関係機関との連携強化を図り、サービス調整を行います。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター 社会福祉協議会

2 高齢者一人ひとりの健幸のための仕組みづくりの推進

(1) 健幸に暮らせるまちづくり

すべての市民が生涯を通じて主体的に健康づくり・介護予防に取り組める“健幸”に暮らせるまちづくり（ウェルネスシティ）をめざし、まち全体で健幸のまちづくりを進めてまいります。

また、各種健（検）診や健康教育の推進により、壮年期からの生活習慣病の予防の充実を図るとともに、身近な地域の中で仲間や近隣の人たちとの交流を通じた健康づくりにも取り組めるよう、社会福祉協議会や地域団体等と連携し支援します。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
壮年期の健康づくりの推進	高齢者が健康でいきいきと過ごすことができるよう、本市の疾病状況を踏まえて、わかりやすい予防知識の周知に努めます。生活習慣病予防のための健康教育、健康相談を継続します。また、有酸素運動や筋力トレーニングと日々のウォーキングを組み合わせた「健幸づくり教室」や芦田川健幸ウォーキングロード、鴨公園・歴史探訪コース、羽衣天女コースなどの様々なコースを用意し、健幸づくりに取り組む「毎日が“元気”健幸ウォーキング」、など、市民の健康増進に向けた各種教室、事業等の周知・啓発に取り組むとともに、参加促進を図ります。	健幸づくり課 地域包括ケア推進課
特定健康診査・特定保健指導の推進	生活習慣病予防のきっかけとなる特定健康診査は、集団健診では、実施回数を増やし、がん検診との同時実施を行い、また集団健診及び高石市内の指定医療機関で個別健診を受ける場合には、国の定めた項目に加え市独自の項目を追加するなど、受診率の向上に取り組みます。糖尿病等生活習慣病の発症や重症化を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査により、その該当者や予備群を把握し、運動習慣の定着や食生活の改善などの指導を継続していきます。	地域包括ケア推進課
各種がん検診等の推進	市民の検診受診機会の充実とともに、受診率の向上に向けた啓発活動を充実していきます。インターネットによる予約システムを継続実施し、これまで検診を受けたことのない対象者や比較的若い年齢に対する受診勧奨など受診率向上に向けた取り組みを開始しており、今後も継続していきます。	地域包括ケア推進課
地域での健康づくり活動の促進	「食」を通じたボランティア活動を行っている「食生活改善推進協議会」の活動を広く啓発します。また、食生活改善推進委員や地域団体（老人クラブ、校区福祉委員会等）の活動の充実を図ります。	
健康づくりにつながる環境の整備	(都)南海中央線整備事業（東羽衣地区）の延伸による快適空間のある歩道ネットワークを構築し、自転車レーンやバリアフリーの充実を図り、健康づくりや安全安心な公共整備を推進いたします。	連立街路河川課

(2) 介護予防の推進

介護予防・日常生活支援総合事業は平成 29 年 4 月から実施しております。総合事業に移行したことにより、サービス利用者が混乱することがないように円滑な利用に向けて地域包括支援センターとともに周知・啓発に取り組みます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
介護予防・生活支援サービス事業の実施	介護予防・生活支援サービス事業の実施にあたっては、地域住民やボランティア、NPO など、多様な主体によるサービス提供が可能であることから、既存のサービス提供事業者も含め、適切なサービス提供に努めます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
一般介護予防事業の実施	一般介護予防事業は、高齢者の年齢や心身の状況等で区別することなく、住民主体の通いの場の充実や老人福祉センターの機能強化を図り、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課
広報・啓発活動の充実	生活習慣病や認知症をはじめ、健康づくりや介護予防などに関する知識や理解を深め、介護予防の必要性や重要性を再認識し自主的・主体的に日常生活の継続を図ることができるよう、広報・啓発活動をさらに充実していきます。住民主体の通いの場の必要性について周知活動を行い、住民自らが実施について手を挙げやすい体制づくりに努めます。	
介護予防事業の実施	高石市と高石市地域包括支援センターが連携して、住民が主体的に介護予防に取り組めるよう共通の運動ツールの紹介や、専門職（リハビリ専門職・保健師等）で後方支援を行います。また、老人福祉センターやコミュニティカフェ、身近な地域で介護予防に取り組める環境づくりに今後とも取り組みます。さらには、介護予防に自主的に取り組めるよう、これまで養成してきた健幸づくりサポーター、生活支援コーディネーターが協力できる体制づくりに努めます。	地域包括支援センター
介護予防拠点の整備・活用	高齢者などが気軽に集い、仲間とともに、介護予防や生きがいづくりなどに取り組むことができるよう、公民館、老人福祉センターやコミュニティカフェ、空き家・空き店舗などを活用して、身近な介護予防の拠点として今後も引き続き整備・活用に努めていきます。	社会福祉課 社会福祉協議会 地域包括ケア推進課
適切な介護予防ケアマネジメントの作成	高齢者の心身状態の悪化を防止し、改善につながるよう、地域包括支援センターを中心に、適切なケアマネジメントの実施に努めます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
地域密着型介護予防サービスの提供	地域密着型介護予防サービスの提供については、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護などのサービスを提供し、地域のコミュニティカフェとの協働なども検討していきます。	地域包括ケア推進課

事業	内容	関係課等
介護予防事業 の評価指標づくり	介護予防事業の実施状況や介護予防効果について、毎年度点検・評価を行い、より効果的な事業を実施できるよう評価指標づくりに取り組んでいきます。	地域包括ケア 推進課 健幸づくり課

(3) 高齢者の生きがいづくり

高齢者が地域社会の一員として充実した生活を送ることができるよう、趣味や教養、生涯学習、生涯スポーツ、ボランティア活動などへの参加・参画の機会や情報提供などを充実し、自主的・主体的な取り組みを支援・促進していきます。

また、今後さらに高齢化が進むことから、高齢者自身が見守りや支え合いの担い手として活動していただけるよう、仕組みづくり、活動支援に努めます。

さらには、地域での世代間交流や趣味のグループ活動、老人クラブ活動など、様々な地域活動を支援していきます。

今後、高齢者が増えるに伴い、高齢者の活躍の場を確保することの一環として、高齢者への就労に対する支援を行います。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
ボランティア情報の提供	ボランティア活動の拠点であるボランティア・市民活動センターや地域のボランティアグループ等に関する情報を提供し、高齢者の興味や関心に応じたボランティアに取り組めるよう、支援していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
生涯学習活動の促進	市民が生涯のそれぞれの時期に、自主的・主体的に学習活動に取り組むことができるよう、生涯学習に関する様々な情報の提供を充実していきます。また、高齢者が元気でいきいきと生活するとともに、住みよい地域社会づくりに取り組むための学習と仲間づくりの機会に関する情報を提供していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 社会教育課 高齢・障がい福祉課
高齢者の就労支援	就労困難者に対して、就労コーディネーターが核となり、ハローワーク等関係機関と連携を図り、きめ細やかに就労を支援していきます。	経済課
健幸コミュニティ農園の充実	作物を育てる喜びを感じるとともに心身の健康増進や世代間の交流が図れることを目的に貸与している健幸コミュニティ農園について、休耕田の活用を含めて拡大を目指していきます。	
芸術・文化活動の促進	高齢者の生きがいや仲間づくりの場として、公民館やアプラたかいしなどで展開されている芸術・文化活動の活性化を促進していきます。	社会教育課 高齢・障がい福祉課
スポーツ活動・レクリエーション活動の促進	高齢者が自らの体力や年齢に応じて、広くスポーツやレクリエーション活動に親しみ、健康増進や仲間づくりなど、健康で生きがいのある充実した生活を送ることができるよう環境づくりに取り組みます。また、地域や老人クラブなど、様々なグループ・団体による世代間交流のイベントや行事の開催などの自主的・主体的な取り組みを促進していきます。	

事業	内容	関係課等
シルバー人材センターへの支援	高齢者の技能や経験を生かした社会参加と生きがいの充実を図り、生涯現役で就労されたい層へ支援するため、企業や家庭等へのシルバー人材センターに対する普及啓発を行い、会員増員を促進するなど、高石市シルバー人材センターの支援を充実していきます。	高齢・障がい福祉課
老人クラブ活動の促進	高齢者が親しい仲間とともに楽しく健全な生活を送ることができるよう、老人クラブの活動の活性化を支援し、魅力あるプログラムづくりや広報活動などを支援していきます。また、全国老人クラブ連合会において「100万人会員増強運動」がスタートしていることから、老人クラブの会員増に向けて、取り組んでいきます。	
憩の場や活動の場の充実	高齢者が気軽に集い、仲間との交流や活動などが行える場として、老人福祉センターや社会福祉協議会等が実施しているコミュニティカフェなどの活用を関係機関と連携して支援していきます。	地域包括ケア推進課 社会福祉協議会

(4) 健幸のまちづくりの取り組み

本市では、市民一人ひとりが健康で、かつ、生きがいをもち、心豊かに暮らすことができる健幸のまちづくりの取り組みを先進的に行っています。健幸づくり事業の取り組みをさらに発展させ、地域包括ケアに係る取り組みとの連携を図り、高齢者に魅力的なまちづくりを進めるとともに、介護予防の取り組みを進めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
健幸づくり教室の開催	生活習慣病予防・介護予防等を目的とした、体力年齢の若返りや健康増進に効果がある科学的根拠に基づいた健幸づくり教室を開催します。	健幸づくり課
健幸ポイント事業の実施	参加者の健康づくりの努力や成果に対して、インセンティブを与えることにより、健康づくり無関心層を含めた多数の市民の行動変容を促します。	
毎日が“元気”健幸ウォーキングの実施	健康づくりの習慣化と“元気”のつながりの輪を広げる活動として毎日が“元気”健幸ウォーキングを開催します。	

3 認知症高齢者対策と高齢者の尊厳の確保

(1) 認知症高齢者対策の推進

高齢者等 SOS ネットワークをはじめ、市民、団体、ボランティア、サービス提供事業者など、地域全体で認知症高齢者を見守り、支えられる地域づくりに取り組むとともに、認知症に対する理解を深めていきます。また、認知症になっても安心して暮らすことができるよう、早期発見・早期治療に結びつける体制づくりを地域や医療機関等と連携しながら構築していきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
認知症高齢者等への支援の充実	家庭において認知症高齢者が適切に在宅生活を送ることができるよう、地域包括支援センターにおける相談窓口などに関する周知を充実していきます。また、家族介護者の負担の軽減を図ることができるよう、社会福祉協議会などと連携し、介護者家族の会の育成などを促進していきます。さらに、市民が認知症に関して正しい知識や情報を取得でき、認知症、若年型認知症についての予防や早期発見・対応方法などに取り組むことができるよう、普及啓発を含め、支援していきます。また、市民や地域が主体となり、認知症高齢者やその家族などの交流の場である「認知症カフェ」を認知症サポーターの活動としても位置づけて、継続実施していきます。	社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
認知症高齢者対策の推進	「高齢者等 SOS ネットワーク連絡会」において、事例検討、情報共有等を行うなど、支援体制の充実を図ります。また、認知症の予防や早期発見・対応方法や、徘徊またはそのおそれのある高齢者等が、行方不明になったときに早期発見できるような体制づくりをさらに充実して行きます。	地域包括ケア推進課
認知症サポーターの養成	高石市教育委員会と連携し、小中学生などにおいても認知症に対する正しい理解の普及に努めるとともに、認知症の人やその家族を支える「認知症サポーター」の養成を継続して進めます。また、認知症サポーターの指導を行う認知症キャラバンメイトの育成にも努めます。	地域包括支援センター
認知症ケアパスの運用	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れやサービスやその他支援などの状況をわかりやすくまとめている認知症ケアパスの普及・啓発に努めます。	

事業	内容	関係課等
医療と連携した認知症高齢者の支援	認知症高齢者を支えるためには、医療と介護の適切な連携が不可欠であることから、地域包括支援センターと医療機関の連携を図り、必要な支援・サービスが受けられるよう、取り組みます。また、医師会や認知症サポート医、認知症疾患医療センターなどと連携し、地域のかかりつけ医に対する研修会の開催について、検討していきます。 ○認知症地域支援推進員の活動推進 認知症地域支援推進員を市、地域包括支援センターに配置し、認知症サポーターの活動の場の確保に向けて地域とのつながりを深めます。また、認知症に対する正しい理解の普及啓発に向け、市民にわかりやすい形でフォーラムなどを企画していきます。 ○認知症初期集中支援チーム 認知症は早期発見・早期対応が重要であることから、保健師、社会福祉士等、複数の専門職及び専門医で構成した認知症初期集中支援チームにより、認知症の疑いのある人に対するの訪問、アセスメント、家族支援等の早期支援を行います。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
福祉教育の推進	市内小中学校において、福祉教育の一環として、地域包括支援センターや介護施設の職員が学校に出向いて、車いす・高齢者疑似体験や寸劇による認知症サポーター養成講座（キッズサポーター）などを継続して実施し、より一層認知症への正しい理解を広める啓発活動を推進していきます。 また、福祉教育をおこなうにあたっては、駅など公共施設を利用する際には、高齢者や障がい者への声かけサポートを行い、見守りを行うことが重要であるなどの啓発活動を推進いたします。	社会福祉協議会 教育部 地域包括支援センター

（２）高齢者の尊厳の確保と権利擁護

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨に則り、市民・介護サービス事業者・医療機関等、様々な人に高齢者虐待について周知・啓発に努めるとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携を図り、虐待の防止、迅速かつ適切な保護に取り組みます。

また、高齢者の虐待や各種サービスでのトラブルなどに関する様々な相談窓口の整備と周知徹底を図り、高齢者の権利擁護に努めます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
高齢者虐待防止の推進と対応の充実	高齢者虐待や通報窓口等について、普及・啓発を行うとともに、近隣の情報提供などにより高齢者虐待を発見したり、虐待があると思われたときは、地域包括支援センターや市地域包括ケア推進課や高齢・障がい福祉課が窓口となり、各関係機関と協力・連携を図り、高齢者虐待の早期発見や防止に努めるとともにこれらへの対応についてマニュアルの作成をいたします。 虐待の予防に関しては、介護に関する知識の不足や、不慣れな介護での介護疲れ等が虐待につながらないように、相談体制を検討していきます。また、虐待を受けた高齢者の保護や養護者に対する支援の充実に努めます。 各事業者に対して、集団指導や個別指導等を通じて、決して虐待や不適切な支援等が行われないことがないように、体制の整備や研修などの取り組みを求めています。また、虐待等が疑われるケースがあった場合は、速やかに通報するように依頼しています。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター 高齢・障がい福祉課 広域事業者指導課
施設等における身体拘束ゼロ	身体拘束は、高齢者の尊厳を傷つけるのみならず、身体機能の低下を引き起こすことにもなりかねないことから、施設等における身体拘束ゼロに向けて、職員の意識改革やサービスの質的向上ができるよう、施設内の研修体制の実施等を含め、働きかけていきます。要介護施設従事者による虐待や身体拘束を防止するため、職員のストレス対策、知識・介護技術の向上を図るなど、職員の意識改革やサービスの質的向上への支援に取り組みます。	地域包括ケア推進課 広域事業者指導課
個人情報保護	高齢者の権利擁護の必要な情報を適切に把握し、関係する機関と共有することが重要となります。情報の共有にあたっては、「高石市個人情報保護条例」に基づき、情報が適切に扱われるよう徹底・指導していきます。	地域包括ケア推進課 総務課 健幸づくり課
日常生活自立支援事業の推進	認知症や知的障がい、精神障がいのある人など、判断能力が不十分な人のために、介護や福祉サービスの選択、契約の援助や、金銭管理などの相談や援助等を行い、民生・児童委員など各関係機関と協力・連携を図り、権利擁護などに関する情報提供に努めていきます。	高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会

事業	内容	関係課等
成年後見制度 の利用促進	団塊世代の高齢化に伴い、認知症を有する高齢者が増えることが予測されます。これに伴い、認知症等により判断能力が不十分なため、介護保険サービスの利用手続きや金銭管理ができず、日常生活に支障をきたす事例が増えることが予想されます。 高齢者が住み慣れた地域で尊厳を保ちながら、安心して暮らせるよう成年後見制度や市長申立てについての周知・啓発を図るとともに、制度利用の促進に向けた相談体制の充実を図ります。 また、社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業の利用から成年後見制度への移行がスムーズに行えるよう法人後見制度の導入や市民後見人の養成を進めます。	高齢・障がい福祉課 社会福祉協議会 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター

(3) 家族介護者への支援

介護は突発的に問題が発生することや介護を行う期間も長期にわたる可能性があるなど、介護者自身にかかる負担が非常に大きくなります。

また、介護にかかる身体的負担や精神的負担も大きく、介護者自身の体調管理が難しくなるケースがあります。介護による離職や、介護による心労などによる急性的な病等にかかることを未然に防止するため、家族介護者に対する支援を行います。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
家族介護者支援の充実	居宅で介護をしている家族の悩みの相談や、適切な介護方法の習得により身体的負担や精神的負担の軽減を図ることができるよう、引き続き支援に努めるとともに、地域で介護者を支える介護高齢者家族会等の活動を支援していきます。また、家庭において介護などをされている家族介護者の負担の軽減を図るため、介護用品の給付などを継続していきます。	高齢・障がい福祉課 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
居宅サービスの充実と提供	在宅での生活を希望する要支援・要介護認定者に対して、訪問系サービスや通所系サービス、短期入所、福祉用具貸与・購入など、居宅サービスの充実と提供に努めます。	地域包括ケア推進課 健幸づくり課

4 高齢者が住みやすい福祉のまちづくりの推進

(1) 多様な住まいの確保

高齢者がいつまでも住み慣れた家庭や地域において、安全に安心して生活できるよう、それぞれのニーズやライフスタイルなどに適応できる住まいの確保と提供に努めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
住宅改造・改修の助成推進	高齢者や障がいのある人が、住み慣れた住宅で安心して自立した生活を送ることができるよう、バリアフリー化や改修などに関する各種補助・助成制度などに関する相談や情報提供などに努めていきます。	健幸づくり課 地域包括ケア推進課 高齢・障がい福祉課
居住系サービスの利用促進	本市には介護保険の特定施設入居者生活介護適用の有料老人ホームが2か所あります。また認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）が4か所あります。また、軽費老人ホーム（ケアハウス）が1か所あります。その他、住宅型有料老人ホームは4か所あります。高齢者が支援や介護を必要とする場合、住まいの選択の一つとしてケアハウスやグループホーム等、居住系サービスの利用が可能となるよう、ニーズを踏まえながら充実に努めます。	地域包括ケア推進課 健幸づくり課
サービス付き高齢者向け住宅等の周知	本市にはサービス付き高齢者向け住宅が5か所あります。今後も高齢者住まい法に基づくサービス付き高齢者向け住宅の情報収集に努め、新規に整備される施設については、開かれた施設となるよう、必要な意見を附し、高齢者が望む住まいが適切に提供されるよう取り組んでいきます。また、介護保険サービスが提供される場合は、ケアプランのチェックや介護相談員を派遣するなど、適切にサービスが利用されるよう取り組んでいきます。	地域包括ケア推進課 健幸づくり課
市営住宅の適切な供給	市営住宅において福祉世帯向け住戸として、高齢者世帯や障がい者世帯の優先入居や特定入居についての周知啓発を推進します。	建築住宅課

(2) ユニバーサルデザインの推進

すべての市民が外出しやすい、暮らしやすいまちづくりをめざし、公共交通機関や多くの市民が利用する民間建築物、道路、公園などはユニバーサルデザインの理念に基づき整備・改修を推進していきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
人にやさしいまちづくりの推進	高齢者や障がい者などを含めたすべての人に対して、やさしいまちづくりを実現するため、公共公益施設等の充実を積極的に進めるとともに、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で快適な市街地や都市施設、建築物等の整備・誘導を進め、公共公益施設だけでなく民間施設等に対しても改善を要望し、ハードだけでなくソフト面での対応を含め、市民が安全で安心、そして快適に活動できる都市環境の創出を促進します。また、交通バリアフリー基本構想（羽衣駅周辺）による、ＪＲ東羽衣駅のバリアフリー化等の重点整備地区の整備については、関係各課とも連携の上、高齢者や障がい者にやさしいまちづくりを進めます。	社会福祉課 駅周辺整備課 土木公園課
移動の利便性の確保	買い物や通院のみならず高齢者等の気軽な移動手段として、福祉バスの運行を３台体制で引き続き実施します。市内施設の利用促進が図れるように定期的に見直しを進めるとともに、利用者のニーズに沿った効果的な運用を進めていきます。	高齢・障がい福祉課
健康・医療・福祉のまちづくりの推進	多くの市民が自立的に、より活動的に暮らせるまちづくりをめざすために、健康・医療・福祉・交流・商業・公共公益等の必要な都市機能の確保や、歩行空間・交通ネットワークの充実などを一体的に取り組み、健康・医療・福祉のさらなる連携したまちづくりを推進していきます。	地域包括ケア推進課 都市計画課

(3) 安全・安心対策等の推進

高齢者世帯や要支援・要介護認定者、障がいのある人などが、地震や火災などの緊急時に円滑に避難できるよう、互近助隊等の地域住民や関係団体と連携を図りながら災害時の避難体制の強化を図るとともに、災害時避難行動要支援者台帳の登録を進めていきます。また、窃盗や悪質商法などの犯罪、交通事故などに際して、適切かつ迅速に対応できるよう、関係機関と連携して、安心ネットワークづくりを進めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
災害時避難行動要支援者台帳の普及・啓発	災害時に円滑にかつ早急に要支援者の避難・支援につながるよう、災害時避難行動要支援者台帳の登録を進めるとともに、避難支援者の確保に努めます。また、情報の提供にあたっては、本人の同意に基づき、提供にあたっては個人情報保護に注意しながら進めていきます。	地域包括ケア推進課 社会福祉課 社会福祉協議会
安心ネットワークの充実	大規模災害時に自力で避難することが困難と考えられる重度の障がいのある人や要援護者の人びとの迅速な安否確認や避難の支援等を関係機関と連携して行うため、「災害時避難行動要支援者支援制度」を実施していきます。実施にあたっては個人のプライバシーに配慮しながら進めていきます。	地域包括ケア推進課 危機管理課
災害時における支援策の充実	関係課や地域団体、事業者等との連携のもと、障がいのある人や支援を必要とする高齢者等が、災害時に安全に避難できるよう、避難情報を確実に伝達する体制や避難所の確保に努めていきます。また、災害時に介護・福祉サービスが必要な方に対する災害時対応マニュアルの整備を事業者に周知するとともに、連携を継続していきます。	社会福祉課 社会福祉協議会
自主防災組織づくり	「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもと、自治会を単位とした地域住民による組織的な防災活動を展開します。特に、津波からの集団的な避難や日頃からの要支援者の把握・地域の危険箇所の把握等を行うとともに、地域での避難訓練等防災訓練への支援を行います。	危機管理課
ハザードマップによる啓発事業	市内の津波浸水想定区域、避難所等を掲載した「ハザードマップ」を市民へ配布するとともに、ホームページで公開し、周知啓発に努めます。	
消費者被害の防止と対応の充実	振り込め詐欺や住宅リフォーム詐欺などの犯罪や悪質商法による高齢者の被害を防止するため、その手口等について情報提供や出前講座などで周知を行うとともに、被害に遭った人の相談や支援の充実を図ります。	経済課 地域包括支援センター

5 介護保険事業の適正な運用

(1) 介護従事者の資質の向上

介護保険制度を適正に運営していくために、介護保険事業を円滑に推進するとともに、介護従事者の資質向上等により個々の利用者に応じたより質の高い介護サービスを提供していくことが必要です。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
介護従事者の資質向上の促進	利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善に資する良質なサービスが提供されるよう、事業者による自己評価システムの導入を働きかけていきます。また、地域包括支援センターと連携を図りながら、ケアマネジャー連絡会などを通じて研修や技術講習、助言・指導などに努めていきます。	地域包括ケア推進課

(2) 適正なサービス提供への支援

市民にとって質の高い介護保険事業を進めていくためにも、ホームページや広報紙等を活用し、新たな制度改正などの状況について幅広く情報提供していくことが必要です。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
利用者への情報提供の充実	利用者がサービスを選択する上で必要な情報を入手できるよう、広報などを活用し、介護保険制度の内容、市の取り組みや事業者情報などを提供していきます。さらに、利用者が必要とする各種保健福祉サービスや介護保険サービスを安心して選択できるよう、情報提供の充実に努めていきます。	地域包括ケア推進課 健幸づくり課

(3) サービスの質の向上と介護人材の確保

介護保険制度を適正に運営していくために、介護保険事業を円滑に推進するとともに、個々の利用者に応じたより質の高い介護サービスを提供していくことが必要です。

質の高い介護サービスを提供していくための体制づくりに努めるとともに介護人材の確保についても大阪府介護・人材確保戦略に基づき、大阪府と連携しながら積極的に推し進めていきます。

〔具体的な事業〕

事業	内容	関係課等
包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の充実	高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、主治医と介護支援専門員との連携はもとより、他の様々な職種との多職種協働や地域の関係機関との連携を図っていきます。また、介護予防ケアマネジメント、指定介護予防支援及び介護給付におけるケアマネジメントとの相互の連携を図ることにより、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントが行えるよう、介護支援専門員に対する後方支援を継続して実施していきます。	
地域包括支援センター運営協議会の支援	地域包括支援センターの運営を支援するため、被保険者、利用者、事業者、学識経験者等で構成する地域包括支援センター運営協議会を継続して開催し、センターの公正・中立な運営を確保していきます。また、地域包括支援センター運営協議会を通じて、業務のあり方や改善点、問題点等について検討を行い、よりよい方向に改善されるよう、取り組んでいきます。	
地域包括支援センターの機能強化	地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の生活を支える中核的な機関である地域包括支援センターの機能強化が重要です。本市の地域包括支援センターは社会福祉協議会が担っており、地域の福祉活動と密接に関わりのある社会福祉協議会の強みを生かし、民生・児童委員や校区福祉委員と連携を図った見守り体制の強化や介護予防の普及活動など、市民・地域との協働による機能強化・業務の効率化を図っていきます。また、地域包括支援センターに配属される三職種間（保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャー）の情報やネットワークの共有をさらに進めるとともに、地域包括ケア会議を通じて、情報の発信や困難事例の検討を行うなど、多職種間の連携体制の強化に努めます。地域包括支援センターの質をより高めていくため、ケアマネジャー連絡会を通じた情報提供をはじめ、国や大阪府で行われる研修会への参加を促していきます。また、市としても研修会に参加するとともに、困難なケース等が発生した場合は連携・協力を図りながら、円滑に問題が解消するよう、支援していきます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
地域密着型サービスの適正な指定の実施	地域密着型サービスの指定にあたっては、地域密着型サービス運営協議会を開催し、審議を行ったうえで適正に指定していきます。	

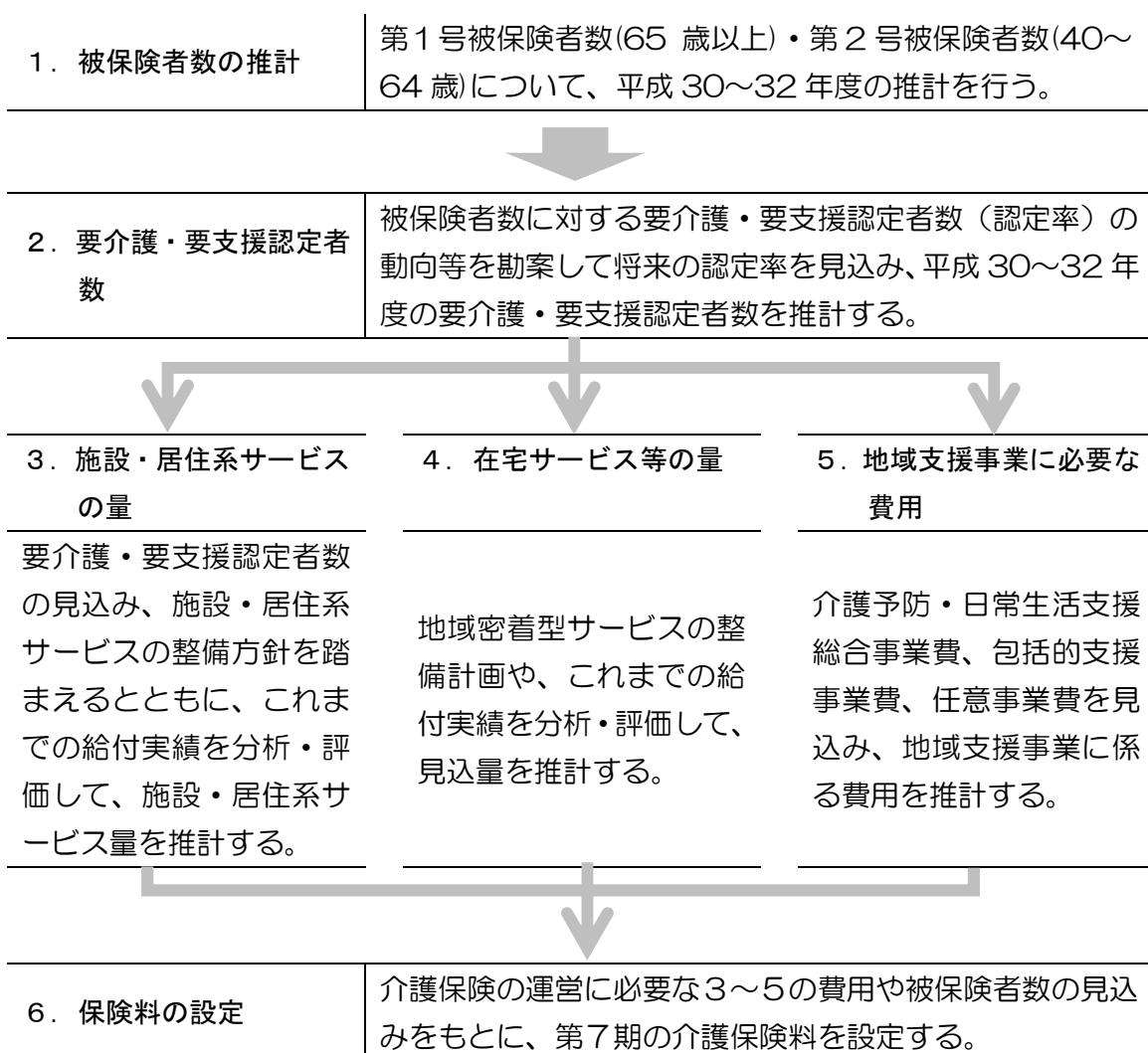
事業	内容	関係課等
地域包括ケア会議の充実	地域包括支援センターや医療機関、サービス提供事業所等で構成する地域包括ケア会議の充実を図るとともに、より専門性を高めるため、生活支援や医療・介護連携、認知症対策等の部会において、地域における課題・問題等の解消に努めます。また、高齢者やその家族の悩みや不安などに対応するため、相談や主治医及びケアマネジャーとの連携、困難事例に対する地域包括ケア会議や担当地域ケア会議、高齢者虐待防止支援検討会議の実施などあらゆる事業活動を実施していきます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
適正な指定指導事務の実施	利用者から相談・苦情があった場合は、必要に応じ事業者からの報告を求めるとともに指導や助言を行うことにより、苦情の解決と適切なサービス及びサービスの質の向上につながるよう努めます。また、事業者に対して、より質の高い適切なサービスの提供を求めるとともに、基準を満たさない事業者や不正請求等があった場合は、大阪府と連携して指導や監査を行い、必要に応じて行政処分も含めた厳正な対応を行っていきます。	広域事業指導課 地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
サービス事業者との連携	ケアマネジャー連絡会において、情報の提供や意見交換、交流の場を設定するなどの支援を行うことにより、サービス事業者との連携を図っていきます。	
事業者の質の向上の促進	利用者のニーズに対応し、日常生活の継続性の維持・改善に資する良質なサービスが提供されるよう、事業者による自己評価システムの導入を働きかけていきます。また、地域包括支援センターと連携を図りながら、ケアマネジャー連絡会などを通じて事業者やケアマネジャーなどに対する研修や技術講習、助言・指導などに努めていきます。	地域包括ケア推進課 地域包括支援センター
公平・公正で適切な要支援・要介護認定の推進	認定調査に際しては、市職員による点検を適宜実施するなど、適正な認定調査を実施していきます。また、認知症や障がいのある人など、高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、調査対象者の日頃の状態や障がいによる生活面での困難を的確に説明できる家族などの同席を求めています。さらに、障がいによりコミュニケーションの時間を要する場合や理解が困難なケースについて、的確に記載し、記載内容が審査・判定に正しく反映されるよう、公平・公正な要支援・要介護認定を実施していきます。また、介護認定審査会委員や認定調査員に対し、様々な情報の提供を図るとともに、研修などを充実していきます。	地域包括ケア推進課
介護給付費の適正化	「大阪府介護給付適正化計画」に基づき、大阪府国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムを活用して、給付費の縦覧点検処理業務や介護給付実績から医療情報及び介護給付明細の突合事業などを引き続き実施し、介護給付費の適正化に努めていきます。	地域包括ケア推進課
介護保険事業評価の推進	介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向や事業者の動向等、第三者評価制度の導入の検討を含め、介護保険の運営状況を適切に評価・分析していきます。	健幸づくり課

第5章

介護保険サービス量の見込み

1 保険料算出の流れ

第7期計画期間における保険料については、次の過程で算出をしました。



2 被保険者数の推移

(1) 被保険者数の推計

第7期計画期間である平成30年度から平成32年度までの被保険者数の推計をみると、増加傾向にあります。

平成32年度では、高齢者人口が16,080人となる見込みです。

被保険者数の推計

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
第1号 被保険者数	15,530	15,640	15,750	15,860	15,970	16,080	15,886

(2) 要介護認定者数等の推計

要介護認定者数の推計をみると、年々増加傾向となっており、平成32年では3,553人となる見込みです。

要介護認定者数の推計

単位：人

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	平成32年	平成37年
要支援1	632	665	719	738	758	777	857
要支援2	521	525	547	567	581	597	661
要介護1	554	584	629	647	662	676	752
要介護2	508	522	480	492	504	517	572
要介護3	311	334	314	326	336	345	385
要介護4	296	295	317	326	335	343	382
要介護5	296	298	279	284	291	298	331
計	3,118	3,223	3,285	3,380	3,467	3,553	3,940

3 介護保険サービスの見込み

(1) 居宅サービス必要量及び供給量の見込みの推計

居宅サービスにおけるそれぞれの年間の1月あたりの利用者数と利用回数（日数）は、平成27年度と平成28年度及び平成29年度（一部）の実績をもとに見込みました。見込みは以下のとおりです。これらの必要量に対して、供給量は100%を見込みます。

		第7期 (計画値)			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
①訪問介護	利用者回数（回/月）	23,970.1	28,355.7	31,847.3	36,505.1
	利用者数（人/月）	741	854	961	1,087
②訪問入浴介護	利用者回数（回/月）	94.4	123.4	180.2	212.6
	利用者数（人/月）	17	22	32	38
③訪問看護	利用者回数（回/月）	2,590.7	3,120.3	3,781.7	4,400.9
	利用者数（人/月）	292	349	418	486
④訪問リハビリテーション	利用者回数（回/月）	789.5	1,010.5	1,279.3	1,588.3
	利用者数（人/月）	73	93	117	146
⑤居宅療養管理指導	利用者数（人/月）	567	661	747	908
⑥通所介護	利用者回数（回/月）	5,295.9	6,061.4	6,926.0	8,331.1
	利用者数（人/月）	522	596	681	814
⑦通所リハビリテーション	利用者回数（回/月）	2,108.8	2,431.0	2,748.8	3,193.6
	利用者数（人/月）	243	281	319	369
⑧短期入所生活介護	利用者日数（日/月）	770.9	919.8	1,113.9	1,406.6
	利用者数（人/月）	81	95	113	142
⑨短期入所療養介護 (老健)	利用者日数（日/月）	117.2	122.8	138.8	163.4
	利用者数（人/月）	20	21	23	27
⑩短期入所療養介護 (病院等)	利用者日数（日/月）	154.1	180.4	206.7	226.8
	利用者数（人/月）	14	16	18	20
⑪特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	92	95	102	125
⑫福祉用具貸与	利用者数（人/月）	921	1,057	1,172	1,359
⑬特定福祉用具購入	利用者数（人/月）	18	20	22	25
⑭住宅改修	利用者数（人/月）	16	32	47	61
⑮居宅介護支援	利用者数（人/月）	1,303	1,341	1,369	1,544

(2) 介護予防サービス必要量及び供給量の見込みの推計

介護予防サービスにおけるそれぞれの年間の1月あたりの利用者数と利用回数（日数）は、平成27年度と平成28年度及び平成29年度（一部）の実績をもとに見込みました。見込みは以下のとおりです。これらの必要量に対して、供給量は100%を見込みます。

		第7期 (計画値)			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
①介護予防訪問入浴介護	利用者回数（回/月）	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0
②介護予防訪問看護	利用者回数（回/月）	658.8	698.5	740.5	836.7
	利用者数（人/月）	85	90	95	107
③介護予防 訪問リハビリテーション	利用者回数（回/月）	156.6	182.7	217.5	252.3
	利用者数（人/月）	18	21	25	29
④介護予防 居宅療養管理指導	利用者数（人/月）	92	103	116	136
⑤介護予防 通所リハビリテーション	利用者数（人/月）	125	127	129	143
⑥介護予防 短期入所生活介護	利用者日数（日/月）	59.8	68.8	77.8	104.8
	利用者数（人/月）	7	8	9	12
⑦介護予防 短期入所療養介護 （老健）	利用者日数（日/月）	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0
⑧介護予防 短期入所療養介護 （病院等）	利用者日数（日/月）	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数（人/月）	0	0	0	0
⑨介護予防 特定施設入居者生活介護	利用者数（人/月）	17	18	19	22
⑩介護予防福祉用具貸与	利用者数（人/月）	546	582	619	703
⑪特定介護予防福祉用具購入	利用者数（人/月）	11	12	13	15
⑫住宅改修	利用者数（人/月）	13	15	17	21
⑬介護予防支援	利用者数（人/月）	603	622	642	751

(3) 地域密着型サービス必要量及び供給量の見込みの推計

地域密着型サービスにおける年間の1月あたりの利用者数と利用回数(日数)は、平成27年度と平成28年度及び平成29年度(一部)の実績をもとに見込みました。見込みは以下のとおりです。これらの必要量に対して、供給量は100%を見込みます。

○ 地域密着型サービスの必要量

		第7期 (計画値)			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人/月)	3	5	7	11
②夜間対応型訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	利用者回数(回/月)	329.7	446.3	575.8	731.9
	利用者数(人/月)	34	46	59	76
④小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	75	87	99	121
⑤認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/月)	68	70	74	74
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	利用者数(人/月)	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	利用者回数(回/月)	1,868.8	2,125.6	2,411.6	2,901.1
	利用者数(人/月)	228	257	289	344

○ 地域密着型介護予防サービスの必要量

		第7期 (計画値)			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
①介護予防認知症対応型通所介護	利用者回数(回/月)	0.0	0.0	0.0	0.0
	利用者数(人/月)	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/月)	8	9	10	12
③介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/月)	0	0	0	0

(4) 施設サービス必要量及び供給量の見込みの推計

施設サービスにおける年間の1月あたりの利用者数は、平成27年度と平成28年度及び平成29年度（一部）の実績をもとに見込みました。見込みは以下のとおりです。これらの必要量に対して、供給量は100%を見込みます。

		第7期 (計画値)			平成37年度
		平成30年度	平成31年度	平成32年度	
①介護老人福祉施設	利用者数（人/月）	134	134	134	134
②介護老人保健施設	利用者数（人/月）	171	171	171	177
③介護医療院	利用者数（人/月）	0	0	0	34
④介護療養型医療施設	利用者数（人/月）	34	34	34	

4 総給付費の推計

(1) 介護給付費の推計

第7期計画期間内の介護給付費の見込みは、次のとおりです。

○ 介護給付費

(千円)

	第7期 (計画値)			平成37年度
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(1) 居宅サービス				
①訪問介護	753,510	892,991	1,002,832	1,148,625
②訪問入浴介護	13,458	17,665	25,852	30,465
③訪問看護	143,656	173,182	210,341	245,171
④訪問リハビリテーション	27,925	35,754	45,254	56,211
⑤居宅療養管理指導	107,653	125,380	141,441	171,790
⑥通所介護	493,870	569,187	655,353	798,713
⑦通所リハビリテーション	221,495	256,895	292,410	341,919
⑧短期入所生活介護	83,342	99,960	121,608	153,873
⑨短期入所療養介護(老健)	15,212	15,893	18,161	21,519
⑩短期入所療養介護(病院等)	14,794	17,402	20,003	21,830
⑪特定施設入居者生活介護	217,348	224,373	241,520	294,925
⑫福祉用具貸与	154,054	176,481	194,336	225,370
⑬特定福祉用具購入	7,112	8,012	8,911	10,266
(2) 地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	6,070	10,121	14,170	22,267
②夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
③認知症対応型通所介護	42,208	56,791	72,635	93,289
④小規模多機能型居宅介護	185,162	218,434	252,047	308,234
⑤認知症対応型共同生活介護	214,236	220,746	233,748	233,748
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
⑧看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
⑨地域密着型通所介護	166,833	193,179	223,012	272,078
(3) 住宅改修	14,974	31,145	45,851	59,312
(4) 居宅介護支援	240,457	247,757	252,841	287,626
(5) 介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	390,604	390,778	390,778	390,778
②介護老人保健施設	552,321	552,568	552,568	564,883
③介護療養型医療施設	136,139	136,200	136,200	
④介護医療院	0	0	0	136,200
介護給付費	4,202,433	4,670,894	5,151,872	5,889,092

(2) 予防給付費の推計

第7期計画期間内の予防給付費の見込みは、次のとおりです。

○ 予防給付費

(千円)

	第7期 (計画値)			平成37年度
	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
(1) 居宅サービス				
②介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
③介護予防訪問看護	32,073	34,032	36,116	40,840
④介護予防 訪問リハビリテーション	5,386	6,286	7,484	8,681
⑤介護予防居宅療養管理指導	15,026	16,817	18,923	22,176
⑦介護予防 通所リハビリテーション	51,991	52,811	53,608	58,664
⑧介護予防 短期入所生活介護	2,849	3,182	3,514	4,511
⑨介護予防 短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0
⑨介護予防 短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0
⑩介護予防 特定施設入居者生活介護	17,083	17,816	18,542	21,195
⑪介護予防福祉用具貸与	43,599	46,808	50,108	57,307
⑫特定介護予防福祉用具購入	2,879	3,154	3,393	3,942
(2) 地域密着型サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
②介護予防小規模多機能型居宅介護	5,480	6,022	6,562	7,642
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 住宅改修	14,320	16,343	18,366	22,558
(4) 介護予防支援	33,395	34,462	35,570	41,606
予防給付費	224,081	237,733	252,186	289,122

(3) 地域支援事業費の推計

第7期計画期間内の地域支援事業費の見込みは、次のとおりです。

○ 地域支援事業費

(千円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
介護予防・日常生活支援総合事業	238,653	240,324	242,006	248,854
包括的支援事業・任意事業	70,848	71,344	71,843	73,876
合計	309,501	311,668	313,849	322,730

5 第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険の財政構成

第7期計画期間における介護保険の財源については、次のとおりです。

○ 介護保険の財源構成

	介護給付費 (施設等)	介護給付費 (その他サービス)	地域支援事業費	
			介護予防・日常生活 支援総合事業	包括的支援事業 任意事業
国	20.0%	25.0%	25.0%	38.5%
大阪府	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
高石市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
第1号被保険者	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
第2号被保険者	27.0%	27.0%	27.0%	—
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 標準給付見込額の算定

介護サービス総給付費の他、高額介護サービス費等給付額、特定入所者介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた、平成30年度から平成32年度までの標準給付費見込み額を以下のように算定しました。

○ 標準給付見込額の算定

(円)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
総給付費	4,423,299,312	4,962,402,700	5,528,407,900	14,914,109,912
介護給付	4,202,433,000	4,670,894,000	5,151,872,000	14,025,199,000
予防給付	224,081,000	237,733,000	252,186,000	714,000,000
一定以上所得者の利用者負担の 見直しに伴う財政影響	3,214,688	5,618,687	6,428,304	15,261,679
消費税率等の見直しを勘案した 影響額	0	59,394,387	130,778,204	190,172,591
特定入所者介護サービス費等給付見込額	113,060,000	116,450,000	119,940,000	349,450,000
高額介護サービス費等給付見込額	135,353,000	142,121,000	149,227,000	426,701,000
高額医療合算介護サービス費等給付見込額	27,133,000	27,947,000	28,785,000	83,865,000
算定対象審査支払手数料見込額	5,433,060	5,595,900	5,763,800	16,792,760
審査支払手数料支払件数	118,110	121,650	125,300	365,060
標準給付費見込額	4,704,278,372	5,254,516,600	5,832,123,700	15,790,918,672

(3) 所得段階別加入割合補正後被保険者数の推計

保険料収納必要額を第1号被保険者数で割った額が年間の保険料額となりますが、保険料の負担は所得段階によって異なっています。

そのため、保険料の算出には所得段階別加入割合補正後被保険者数を用います。

①所得段階の多段階化

第7期計画期間においては、本市では、10段階を設定します。

【第6期計画】

段 階	料 率
第1段階	基準額×0.45
第2段階	基準額×0.45
第3段階	基準額×0.65
第4段階	基準額×0.75
第5段階	基準額×0.90
第6段階	基準額×1.00
第7段階	基準額×1.20
第8段階	基準額×1.30
第9段階	基準額×1.50
第10段階	基準額×1.75
第11段階	基準額×2.00



【第7期計画】

段 階	料 率	対 象 者
第1段階	基準額×0.45	生活保護を受けている人または、住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者
	基準額×0.45	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人
第2段階	基準額×0.65	世帯全員が住民税非課税で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円超、120万円以下の人
第3段階	基準額×0.75	世帯全員が住民税非課税で、第1段階、第2段階以外の人
第4段階	基準額×0.90	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がある場合）で、本人の「合計所得金額+課税年金収入額」が80万円以下の人
第5段階	基準額×1.00	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者がある場合）で、第4段階以外の人
第6段階	基準額×1.20	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	基準額×1.30	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人
第8段階	基準額×1.50	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人
第9段階	基準額×1.75	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人
第10段階	基準額×2.00	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の人

※第6期計画における第1段階・第2段階、第7期計画における第1段階については、基準額0.05の公費投入により0.5→0.45となります。

②所得段階別加入割合補正後被保険者数

所得段階別加入割合補正後被保険者数は、以下のとおりに推計しました。

○ 所得段階別加入割合補正後被保険者数

(人)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
第 1 段階	3,483	3,486	3,512	10,481
第 2 段階	1,242	1,250	1,259	3,751
第 3 段階	1,243	1,271	1,280	3,794
第 4 段階	2,269	2,289	2,301	6,859
第 5 段階	1,709	1,720	1,732	5,161
第 6 段階	1,663	1,674	1,686	5,023
第 7 段階	2,012	2,026	2,040	6,078
第 8 段階	1,189	1,197	1,206	3,592
第 9 段階	443	446	449	1,338
第 10 段階	607	611	615	1,833
第 1 号被保険者数	15,860	15,970	16,080	47,910
所得段階別加入割合補正後被保険者数	15,616	15,729	15,837	47,183

※端数処理の関係上、所得段階別被保険者数の内訳と合計値は合いません。

(4) 第1号被保険者の保険料の算出

①保険料算定に係る事業費及び数値の算出

保険料算定にかかる標準給付費、地域支援事業費等の見込みは以下のとおりです。

○ 保険料算定にかかる標準給付費及び地域支援事業費の見込み

(円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
総給付費	4,423,299,312	4,962,402,700	5,528,407,900	14,914,109,912
特定入所者介護サービス費等給付見込額	113,060,000	116,450,000	119,940,000	349,450,000
高額介護サービス費等給付見込額	135,353,000	142,121,000	149,227,000	426,701,000
高額医療合算介護サービス費等給付見込額	27,133,000	27,947,000	28,785,000	83,865,000
算定対象審査支払手数料見込額	5,433,060	5,595,900	5,763,800	16,792,760
標準給付費見込額	4,704,278,372	5,254,516,600	5,832,123,700	15,790,918,672

(円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
地域支援事業	309,501,000	311,668,000	313,849,000	935,018,000
介護予防・日常生活支援総合事業	238,653,000	240,324,000	242,006,000	720,983,000
包括的支援事業＋任意事業	70,848,000	71,344,000	71,843,000	214,035,000

○ 保険料算定関係の数値

(円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
第1号被保険者数(人)	15,860	15,970	16,080	47,910
所得段階別加入割合補正後被保険者数(人)	15,616	15,729	15,837	47,183
第1号被保険者負担分相当額(円)	1,153,169,256	1,280,222,458	1,413,573,721	3,846,965,435
調整交付金相当額(円)	247,146,569	274,742,030	303,706,485	825,595,084
調整交付金見込額(円)	275,816,000	314,305,000	361,411,000	951,532,000
財政安定化基金拠出金見込額(円)				0
財政安定化基金償還金(円)				0
準備基金の残高(平成29年度末の見込額)(円)				245,301,670
準備基金取崩額(円)				245,301,670
特別給付額	1,006,338	1,036,528	1,067,624	3,110,490
財政安定化基金取崩による交付額				0
保険料収納必要額(円)				3,478,837,338

②第7期計画期間における第1号被保険者の保険料

公費投入により、低所得者の保険料が軽減されます。

公費投入による低所得者の保険料段階は以下のとおりです。

段 階	基準保険料率	公費投入後
第1段階	基準額×0.5	基準額×0.45

③保険料の基準額

第1号被保険者の介護保険料基準額（月額）は、以下のように算定します。

保険料必要額÷予定保険料収納率（97.02%）÷補正後被保険者数

<公費投入後 保険料率段階> 基準保険料月額 6,333 円

段 階	料 率	年 額	月 額	第6期との差 (月額)
第1段階	基準額×0.45	34,200 円	2,850 円	187 円
第2段階	基準額×0.65	49,400 円	4,117 円	271 円
第3段階	基準額×0.75	57,000 円	4,750 円	312 円
第4段階	基準額×0.90	68,400 円	5,700 円	375 円
第5段階	基準額×1.00	76,000 円	6,333 円	416 円
第6段階	基準額×1.20	91,200 円	7,600 円	500 円
第7段階	基準額×1.30	98,800 円	8,233 円	541 円
第8段階	基準額×1.50	114,000 円	9,500 円	625 円
第9段階	基準額×1.75	133,000 円	11,083 円	729 円
第10段階	基準額×2.00	152,000 円	12,667 円	834 円

※第1段階については、基準額 0.05 の公費投入により 0.5→0.45 となります。

※上記保険料については、平成30年第1回高石市議会定例会に上程した後決定されます。